

諮詢庁：外務大臣

諮詢日：平成31年2月22日（平成31年（行情）諮詢第152号ないし同第163号），同年3月6日（平成31年（行情）諮詢第189号）及び令和2年6月8日（令和2年（行情）諮詢第298号及び同第307号ないし同第315号）

答申日：令和3年8月5日（令和3年度（行情）答申第174号ないし同第186号及び同第191号ないし同第200号）

事件名：特定年度における特定事業に係る支出負担行為決定決議書付属資料等の一部開示決定に関する件

特定年度における特定事業に係る支出負担行為決定決議書付属資料等の一部開示決定に関する件

特定年度における特定事業に係る「特定法人による調査事業（報告書の提出）」等の一部開示決定に関する件

平成27年度における海外シンクタンク等との協力事業に関する文書の一部開示決定に関する件

平成29年度における海外シンクタンク等との協力事業に関する文書の一部開示決定に関する件

平成26年度における海外シンクタンク等との協力事業に関する文

書の一部開示決定に関する件

平成27年度における海外シンクタンク等との協力事業に関する文書の一部開示決定に関する件

平成28年度における海外シンクタンク等との協力事業に関する文書の一部開示決定に関する件

平成29年度における海外シンクタンク等との協力事業に関する文書の一部開示決定に関する件

平成26年度における海外シンクタンク等との協力事業に関する文書の一部開示決定に関する件

平成27年度における海外シンクタンク等との協力事業に関する文書の一部開示決定に関する件

平成28年度における海外シンクタンク等との協力事業に関する文書の一部開示決定に関する件

平成29年度における海外シンクタンク等との協力事業に関する文書の一部開示決定に関する件

答申書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる46文書（以下、「文書1」ないし「文書46」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別表3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の概要

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、平成30年8月7日付け情報公開第00867号、同第00869号及び同第00871号ないし同第00882号、同月16日付け同第00928号、同年9月6日付け同第01049号、同月12日付け同第01047号、同年10月17日付け同第01244号、同年11月6日付け同第01353号、同月30日付け同第01503号、同年12月3日付け同第01519号、平成31年1月9日付け同第01862号、同年2月6日付け同第02044号、同年3月6日付け同第02295号、同年4月5日付け同第00058号、令和元年5月7日付け同第00013号、同月20日付け同第00103号並びに同年6月7日付け同第00242号により、外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分

「1」ないし「原処分28」といい、併せて「原処分」という。)について、その一部取消しを求める。

2 審査請求の理由

(1) 審査請求書1(原処分3ないし原処分14)

ア 不開示となった理由

(ア) 原処分3ないし原処分14において対象文書が部分開示とされた理由は、原処分3ないし原処分14に係る開示請求における書面が①「特定法人の銀行口座情報であって、公にすることにより、当該法人の権利利益を害するおそれがある(2号)」というもの、及び、②「公にしないことを前提とした特定法人との契約に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがある(2号)」というものである。

(イ) 本開示文書は、法人1、法人2及び法人3(以下、「法人1」ないし「法人3」を併せて「法人」という。)からの提案に基づくものであると理解されるので、それを前提に以下、上記理由が当たらないことを述べる。

イ ①について

銀行口座情報については開示を求めない。

ウ ②について

(ア) 原処分3ないし原処分14により不開示(黒塗り)となったのは、別表1の文書1、文書3、文書5、文書7ないし文書15に掲げる各部分である。

(イ) 情報を公にしても法人の不利益が生じるおそれはない(2号イ)

a 法人の正当な利益を害するとはいえない

処分庁は「公にしないことを前提とした特定法人の事業の内容に関する記述」とするが、これが、公表を前提にしていないということなのか、公にしないことを条件に事業の提案ないし実施を依頼しているのかが不明であり、また、後者の場合であつたとしてもその根拠が不明である。双方で秘密保持契約などを締結しているなど特別の事情がない限り、どのような事業をどのような事業者と実施しているかは、日本政府という公的機関から資金の提供ないし拠出を受ける以上は、一定の説明責任が生じるというべきであるし、公表を前提にしていないことをもって「公にすると法人の正当な利益を侵害する」とは言えない。

b 事業概要の公開による不利益はない

本件文書に記された本件事業に関する情報のうち、本件支出がどのような事業に対してなされたかといった点等の情報(プロジェクトタイトル、取り扱うテーマ、プロジェクト概要等)を

公開しても、法人が不利益を被るおそれはない。

実際に、審査請求人が同時期に同様の開示請求を複数行った結果、別の決定では「特定シンポジウム」や「特定名目1」、「「特定名目2」研究・広報」に関する事業に支出した旨の情報が開示されている。

c 公開前提の広報事業

法人による日本関連の報告書等の発表物は数多く、また、講演・シンポジウムなどの公開イベントが数多く開催されている。その一部は日本でも広く報道されている。

そもそも、開示資料によれば、本件支出先の事業は、外務省の広報戦略等のための事業である。即ち、事業そのものが対外的に広く情報発信をするプロジェクトであり、事業の内容は公開されることが前提のものである。

さらに、それらのプロジェクトは年次ごとに行われており、既に終了している事業である。

したがって、本件文書のうち、プロジェクトタイトル、取り扱うテーマ、プロジェクト概要、あるいは、公刊物などの発表内容や公開されたイベントを法人が行った旨の事実を記載した部分は、すでに公になっているものであるから、開示しても法人が不利益を被るおそれはない。

d 当該団体の影響力故、開示の必要性が高い

法人には毎年日本政府から多額の資金が支給されている。そればかりでなく、法人の発表物は、日本社会、特に日本の安全保障関係者に多大な影響力を及ぼしている。そのような影響力を持つ団体について日本政府がどのようなプロジェクトをどのような形で委託しているかは、国民の知る権利の対象にほかならない。かかる重要な権利を保護するため、情報を公開する必要性は著しく大きい。

e 開示することが米国のNPO制度の趣旨に資する

さらには、法人は米国のNPO法人（501c3法人）であり、税の免除を受ける代わりに主たる寄付者や事業内容等について米国政府に報告義務を負う団体である。税免除を受ける団体として中立性が必要とされている存在もある。かかる観点からも、日本政府から依頼を受けてどのようなテーマの事業を実施したか等の情報は非公開とすべき要保護性の高い情報とはいえない。したがって、これを公開することによって法人の正当な利益を害するおそれはない。

(ウ) 情報公開することが当該情報の性質・状況等に照らしても合理的

(2号口)

本件は、法人から日本政府に対して提案されている事業であって、公的な枠組で資金を得る以上は、一定の情報公開が当然に要求され、一般の私的契約と異なる制約を甘受することは、法人も契約当初より理解しているべきものであり、公開しても正当な利益を損なうものではない。

(工) 小括

以上から、本件不開示部分は、法5条2号に該当しない。

(2) 審査請求書2(原処分15)

ア 不開示となった理由

(ア) 原処分15において対象文書が部分開示とされた理由は、原処分15に係る開示請求における書面が①「特定法人の銀行口座情報であって、公にすることにより、当該法人の権利利益を害するおそれがある(2号)」というもの、②「公にしないことを前提とした特定法人との契約に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがある(2号)」というもの、③「特定法人に対する我が国の見解に関する情報であり、また、公にしないことを前提とした我が国政府部内の検討に関する記述であって、公にすることにより、当該法人と我が国の信頼関係を損なうおそれがあるとともに、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、及び今後関係者から協力を得ることが困難になり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(3号・5号・6号)」というもの、及び、④「現在外務省が使用している電信システムの内部の処理・管理に係る情報であり、公にすることにより、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ、交渉上不利益を被るおそれ、及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(3号・6号)」というものである。

(イ) 本開示文書は、法人1からの提案に基づくものであると理解されるので、それを前提に以下、上記理由が当たらないことを述べる。

イ ①・④について

総番号、発受信時刻、パターン・コード及び銀行口座情報については開示を求めない。

ウ ②・③について

(ア) 原処分15により不開示となったのは、別表1の文書2に掲げる各部分である。

(イ) 総論(2, 3, 5, 6各号の非開示事由に当たらない)

冒頭に、2, 3, 5, 6号全ての非開示理由に共通する反論を記

載する。

a 事業概要の公開では非開示事由に該当しない

本件文書に記された本件事業に関する情報のうち、本件提案がどのような事業に対してなされたかといった点についての情報（事業のタイトル、取り扱うテーマ、概要等）を公開しても、「当該法人の正当な利益を害するおそれ（2号）」はなく、「当該法人と我が国の信頼関係を損なうおそれ（3号）」もなく、「政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ（5号）」もなく、「今後関係者から協力を得ることが困難になり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（6号）」もない。

実際に、審査請求人が同時期に同様の開示請求を複数行った結果、別の決定では「特定シンポジウム」や「特定名目1」、「「特定名目2」研究・広報」等の事業概要を示す記載が開示されている。

b 広報のための事業であり情報発信を予定している

本件事業は、政府の広報のための事業である（2頁目。なお、事業の金額が特定金額で一致することから同一事業に関する資料であることは明らかである）。即ち、事業そのものが対外的に広く情報発信することを予定しているプロジェクトであり、事業の内容は何らかの形で対外的に公開されることが前提とされているものである。

さらに、この事業は既に終了している。

したがって、本件文書のうち、プロジェクトタイトル、取り扱うテーマ、プロジェクト概要、あるいは、公刊物などの発表内容や公開されたイベントを法人1が行った旨の事実を記載した部分を開示したとしても、法5条の不開示理由の該当性はない。

c 情報公開することが当該情報の性質・状況等に照らしても合理的

本件は、法人1が日本政府から資金を得ている事業であって、公的な枠組で資金を得る以上は、一定の情報公開が当然に要求され、一般的の私的契約と異なる制約を甘受することは、法人1も契約当初より理解しているべきものである。

また、日本政府の活動に関する事業活動を実施していると推測されるところであり、このような事業活動については、不適切な関与でないことについて情報公開によって説明責任を果たすことが、法人等の利益を確保することになる。

以上より、開示への許容性・必要性が高く認められ、法5条の

不開示理由に該当するとの判断は許されない。

d 当該団体の影響力故、開示の必要性が高い

法人1には毎年日本政府から多額の資金が支給されている。そればかりでなく、法人1の発表物は、日本社会、特に日本の安全保障関係者・経済関係者に多大な影響力を及ぼしている。そのような影響力を持つ団体について日本政府がどのようなプロジェクトをどのような形で委託しているかは、国民の知る権利の対象にほかならない。かかる重要な権利を保護するため、情報を公開する必要性は著しく大きい。

法5条の不開示理由を超える開示の必要性・正当性が認められる。

e 開示することが米国のNPO制度の趣旨に資する

さらには、法人1は米国のNPO法人（501c3法人）であり、税の免除を受ける代わりに主たる寄付者や事業内容等について米国政府に報告義務を負う団体である。税免除を受ける団体として中立性が必要とされている存在でもある。かかる観点からも、日本政府から依頼を受けてどのようなテーマの事業を実施したか等の情報は非公開とすべき要保護性の高い情報とはいえない。したがって、法5条の不開示理由を超える開示の必要性が認められる。

f 予算案の費目欄の情報は重要性が低い

本件文書は予算案等と思料されるところ、費目を示す欄（人件費や印刷費などの費目があるものと推察される。）の記載が公開されても、法5条の不開示理由の該当性はない。

(ウ) ②「公にしないことを前提とした特定法人との契約に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の正当な利害を害するおそれがある（2号）」との不開示理由について（3項目）

処分庁は「公にしないことを前提とした特定法人との契約」とするが、これが、公表を前提にしていないということなのか、公にしないことを条件に事業契約の提案を受けたのか（あるいは、公にしないことを前提にその後に契約を締結したのか）が不明であり、また、後者の場合であったとしてもその根拠が不明である。双方で秘密保持契約などを締結しているなど特別の事情がない限り、どのような事業をどのような事業者と実施しているかは、日本政府という公的機関から資金の提供ないし拠出を受ける以上は、一定の説明責任が生じるというべきであるし、公表を前提にしていないことをもって「公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがある」とは言えない。

(工) ③「公にすることにより、当該法人と我が国の信頼関係を損なうおそれがある（3号）」との不開示理由について

a 法人1は民間団体に過ぎない

処分庁は、「当該法人と我が国の信頼関係を損なうおそれ」があるとして法5条3号に該当すると主張しているが、同号は「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」がある場合に不開示理由になりうるとしているのであって、民間団体について何らの定めをおくものではない。

法人1は米国の民間団体に過ぎず、同号の規定する「他国若しくは国際機関」にあたらない。

b 調査事業概要等の公開では当該おそれは生じない

法人1にどのような調査等の実施を依頼しているのかという外形的な情報が明らかになるだけでは、国の安全や他国との信頼関係を損なうといったおそれは生じない。

(才) ③「政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため（5号）」及び「今後関係者から協力を得ることが困難になり、事後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（6号）」との不開示理由について

a 政府部内の情報ではないこと

処分庁は、同理由冒頭で、本件開示対象文書が、「特定法人に対する我が国の見解に関する情報、また、公にしないことを前提とした我が国政府部内の検討に関する記述」であるとした上で、「政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため」不開示理由にあたると主張する。

しかし、文書2については3項目以降はすべて政府と法人1との間で交換された情報であるから、いずれも政府部内の情報とはいえない。

また、1項目の不開示部分は法人1からいかなる提案があったかを政府部内で伝達する記載であるにすぎないと思料されるところ、その開示によって政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれではなく、これは5号の対象情報にあたらない。

b 本件提案は実際に採用されている

文書1の2項目によれば、実際に法人1に対して特定金額が支出されている。これが部分的に開示された本件開示資料の金額と一致することから、法人1の事業提案がそのまま採用されたものと思料される。したがって、本件提案は中間的な議論や意見に関する情報とはいえず、これを公にすることによって政府部内の率直な意見の交換を不当に損なうおそれを生ずるともい

えない。

- c 法人1は自らの組織及びプログラム維持のための資金調達の一環として日本政府の予算にアクセスしているのであり、それはすなわち一定の説明責任が要求されることを承知したうえで事業を実施しているはずであり、そのことによって事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはない。
- d なお、不開示理由にある「関係者」が誰を指すものか明らかではないが、法人1及び本件調査の関係者だとすると、日本政府の活動に一定の関与をしつつ、その実態を秘密裏にしなければ事業に協力しないというおそれがある相手方に日本政府が調査事業の実施を委ねていることになり、そのような事務事業は実施段階で適正さを欠いているとすら思われる。これを明らかにすることで、6号の定める「事務又は事業の適正な遂行」への支障があるとはいえない。

エ 小括

以上から、本件不開示部分は、法5条2，3，5，6号に該当しない。

(3) 審査請求書3（原処分17，原処分18，原処分21，原処分23及び原処分24）

ア 不開示となった理由

(ア) 原処分17，原処分18，原処分21，原処分23及び原処分24において対象文書が部分開示とされた理由は、原処分17，原処分18，原処分21，原処分23及び原処分24に係る開示請求における書面が①「現在外務省が使用している電信システムの内部の処理・管理に係る情報であり、公にすることにより、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ、交渉上不利益を被るおそれ、及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（3号・6号）」というもの、及び、②「特定法人から取得した情報であり、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため、また、関係国と我が国の信赖関係を損ねるおそれがあるとともに、今後関係者から協力を得ることが困難になり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（2号・3号・6号）」というものである。

(イ) 本開示文書は、法人1及び法人2からの事業報告に基づくものであると理解されるので、それを前提に以下、上記理由が当たらないことを述べる。

イ ①について

総番号、発受信時刻、パターン・コードについては開示を求めない。

ウ ②について

(ア) 本件開示決定により不開示により不開示（黒塗り）となったのは、別表1の文書4、文書6、文書31、文書32及び文書35ないし文書37に掲げる各部分である。

(イ) 総論（2、3、6各号の非開示事由に当たらない）

冒頭に、2、3、6号全ての非開示理由に共通する反論を記載する。

a 事業概要の公開では非開示事由に該当しない

本件文書に記された本件事業に関する情報のうち、本件報告がどのような事業に対してなされたかといった点についての情報（事業のタイトル、取り扱うテーマ、概要等）を公開しても、「当該法人の正当な利益を害するおそれ（2号）」はなく、「関係国と我が国の信頼関係を損ねるおそれ（3号）」もなく、「今後関係者から協力を得ることが困難になり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（6号）」もない。

実際に、審査請求人が同時期に同様の開示請求を複数行った結果、別の決定では「特定シンポジウム1」や「特定名目1」、「「特定名目2」研究・広報」等の事業概要を示す記載が開示されている。

以下、次項bないしeは、上記（2）ウ（イ）bないしeと同じ（文中、「法人1」は「法人1及び法人2」に読み替える。以下、下記（工）まで同じ。）。

f 予算案の費目欄の情報は重要性が低い（原処分17、原処分18及び原処分21）

上記（2）ウ（イ）fに同じ。

(ウ) 「公にすることにより、関係国と我が国の信頼関係を損ねるおそれがある（3号）」との不開示理由について

a 法人1及び法人2は民間団体に過ぎない

法人1及び法人2は米国の民間団体に過ぎず、同号の規定する「他国若しくは国際機関」にあたらない。

米国の民間団体がどのようなテーマのプロジェクトを行い、どのような報告書を作成しているかが開示されたところで、それはその米国の民間団体の一見解に過ぎないものである。そのことにより、関係国と我が国との信頼関係が損なわれることはない。

b 調査事業概要等の公開では当該おそれは生じない

上記（2）ウ（工）bに同じ。

(工) 「今後関係者から協力を得ることが困難になり、事業の適正な遂

行に支障を及ぼすおそれがあるため（6号）」との不開示理由について

上記（2）ウ（オ）c及びdと同じ。

工 小括

以上から、本件不開示部分は、法5条2，3，6号に該当しない。

（4）審査請求書4（原処分2）

ア 原処分2において対象文書が部分開示とされた理由は、原処分2に係る開示請求における書面が①「現在外務省が使用している電信システムの内部の処理・管理に係る情報であり、公にすることにより、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ、交渉上不利益を被るおそれ、及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（3号・6号）」というもの、②「当省（外務省）との契約に基づく、公にしないことを前提とした特定法人の事業の内容に関する記述であって、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるとともに、国の安全を害するおそれや他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び今後関係者から協力を得ることが困難になり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（2号・3号・6号）」というものである。

イ ①について

総番号、発受信時刻、パターン・コードについては開示を求めない。

ウ ②について

（ア）本件開示決定により不開示となったのは、別表1の文書16に掲げる部分である。なお、この不開示の12頁分は、法人3側から提出された報告書であると考えられる。

（イ）情報を公にしても法人3の不利益が生じるおそれはない（2号）

a 法人の正当な利益を害するとはいえない

以下、本文及び次項bは、上記（1）ウ（イ）a本文及びbに同じ（文中、「法人」は「法人3」に読み替える。）。

c 広報のための事業であり情報発信を予定している

上記（2）ウ（イ）bに同じ（文中、「法人1」は「法人3」に読み替える。以下、下記（工）まで同じ。）。

以下、次項dないしfは、上記（2）ウ（イ）cないしeに同じ（それぞれの項の文中、下から2行目及び1行目の「法5条の不開示理由」を含む段落を除く。）。

（ウ）国の安全を害するおそれ、及び、他国との信頼関係が損なわれるおそれはない（3号）

a 民間研究団体に過ぎない法人3

処分庁は、「国の安全を害するおそれや他国との信頼関係が損

なわれるおそれ」があるとして法5条3号を主張しているが、そもそも民間団体に過ぎないシンクタンクへの調査事業における報告が、特殊な情報収集や外交・安全保障上の高度な秘密を有するものを扱う事業であると言えるかどうか疑問である。

b 調査事業概要の公開では当該おそれは生じない

上記(2)ウ(工)bに同じ。

(工)「今後関係者から協力を得ることが困難になり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ(6号)」は存在しない

a 処分庁は、「今後関係者から協力を得ることが困難になり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とする。しかし、法人3は自らの組織及びプログラム維持のための資金調達の一環として日本政府の予算にアクセスしているのであり、それはすなわち一定の説明責任が要求されることを承知をしたうえで事業を実施しているはずである。

b 上記(2)ウ(才)dに同じ。

(才)小括

以上から、本件不開示部分は、法5条2、3、6号に該当しない。

(5) 審査請求書5(原処分16)

ア 不開示となった理由

(ア) 原処分16において対象文書が部分開示とされた理由は、原処分16に係る開示請求における書面が①「現在外務省が使用している電信システムの内部の処理・管理に係る情報であり、公にすることにより、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ、交渉上不利益を被るおそれ、及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(3号・6号)」というもの、②「当省(外務省)との契約に基づく、公にしないことを前提とした特定法人の事業の内容に関する記述であって、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるとともに、国の安全を害するおそれや他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び今後関係者から協力を得ることが困難になり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(2号・3号・6号)」、及び、③「特定法人の銀行口座情報であって、公にすることにより、当該法人の権利利益を害するおそれがある(2号)」というものである。

(イ) 本開示文書は、法人3からの提案に基づくものであると理解されるので、それを前提に以下、上記理由が当たらないことを述べる。

イ ①・③について

総番号、発受信時刻、パターン・コード及び銀行口座情報については開示を求めない。

ウ ②について

(ア) 本件開示決定により不開示（黒塗り）となったのは別表1の文書
17ないし文書24に掲げる各部分である。

(イ) 総論（2, 3, 6各号の非開示事由に当たらない）

冒頭に、2, 3, 6号全ての非開示理由に共通する反論を記載する。

a 事業概要の公開では非開示事由に該当しない

上記（3）ウ（イ）aに同じ（文中、「関係国と我が国の信頼関係を損ねるおそれ（3号）」は「国の安全を害するおそれや他国との信頼関係が損なわれるおそれ（3号）」に読み替える。）。

以下、次項bないしｆは、上記（2）ウ（イ）bないしｆと同じ（文中、「法人1」は「法人3」に読み替える。）。

(ウ) 「当省（外務省）との契約に基づく、公にしないことを前提とした特定法人の事業の内容に関する記述であって、公にすることにより、当該法人の正当な利害を害するおそれがある（2号）」との不開示理由について

上記（2）ウ（ウ）と同じ。

(エ) 「公にすることにより、国の安全を害するおそれや他国との信頼関係が損なわれるおそれがある（3号）」との不開示理由について

以下、次項a及びb並びに（オ）並びにエは上記（3）ウ（ウ）a及びb並びに（エ）並びにエに同じ（文中、「法人1及び法人2」は「法人3」に、「国の安全や他国との信頼関係が損なわれること」は「我が国日本の安全が害されたり、他国や国際機関との信頼関係が損なわれたりすること」にそれぞれ読み替える。）。

（6）審査請求書6（原処分1）

ア 不開示となった理由

(ア) 原処分1において対象文書が部分開示とされた理由は、原処分1に係る開示請求における書面が①「現在外務省が使用している電信システムの内部の処理・管理に係る情報であり、公にすることにより、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ、交渉上不利益を被るおそれ、及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（3号・6号）」というもの、及び、②「公にしないことを前提とした特定法人との契約に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがある（2号）」というものである。

(イ) 本開示文書は、法人3からの提案に基づくものであると理解されるので、それを前提に以下、上記理由が当たらないことを述べる。

イ ①について

総番号、発受信時刻、パターン・コードについては開示を求める。

ウ ②について

(ア) 本件開示決定により不開示となったのは、別表1の文書25に掲げる部分である。

(イ) 情報を公にしても法人3の不利益が生じるおそれはない(2号イ)

以下、次項aないしdは、上記(1)ウ(イ)aないし dと同じ
(文中、「法人」は「法人3」に読み替える。下記f及び(ウ)も
同じ。)。

e 予算案の費目欄の情報は重要性が低い

上記(2)ウ(イ)fに同じ(文中、「法人1」は「法人3」
に読み替える。)。

以下、次項f並びに(ウ)及び(エ)は、上記(1)ウ(イ)
e並びに(ウ)及び(エ)に同じ。

(7) 審査請求書7(原処分19, 原処分20, 原処分22)

ア 不開示となった理由

(ア) 原処分19, 原処分20, 原処分22において対象文書が部分開示とされた理由は、原処分19, 原処分20, 原処分22に係る開示請求における書面が①「現在外務省が使用している電信システムの内部の処理・管理に係る情報であり、公にすることにより、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ、交渉上不利益を被るおそれ、及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(3号・6号)」というもの、②「特定法人から取得した情報であり、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため、また、関係国と我が国の信頼関係を損ねるおそれがあるとともに、今後関係者から協力を得ることが困難になり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(2号・3号・6号)」というもの、及び、③「個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものである(1号)」というものである。

(イ) 本開示文書は、法人からの事業提案書及び事業報告書等であると理解されるので、それを前提に以下、上記理由が当たらないことを述べる。

イ ①について

総番号、発受信時刻、パターン・コードについては開示を求める。

ウ ②について

(ア) 本件開示決定により不開示(黒塗り)となったのは、別表1に掲げる文書26ないし文書30、文書33及び文書34に掲げる各部

分である。

以下、次項（イ）ないし（オ）は上記（3）ウ（イ）ないし（エ）及びエに同じ（文中、「法人1」及び法人2は「法人」に読み替える。）。

エ ③について

個人識別情報については開示を求めない。

（8）審査請求書8（原処分25ないし原処分27）

ア 不開示となった理由

（ア）原処分25ないし原処分27において対象文書が部分開示とされた理由は、原処分25ないし原処分27に係る開示請求における書面が①「現在外務省が使用している電信システムの内部の処理・管理に係る情報であり、公にすることにより、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ、交渉上不利益を被るおそれ、及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（3号・6号）」というもの、及び、②「特定法人から取得した情報であり、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため、また、今後関係者から協力を得ることが困難になり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（2号・6号）」というものである。

（イ）本開示文書は、「対米広報におけるシンクタンク等の活用」及び「海外シンクタンク等との協力事業」に関する法人3からの文書並びにそれらを米国大使館から外務大臣（外務省本省）に報告する頭書きであると理解されるので、それを前提に以下、上記理由が当たらないことを述べる。

イ ①について

総番号、パターン・コード、発受信時刻については開示を求めない。

ウ ②について

（ア）本件開示決定により不開示となったのは、別表1の文書38ないし文書43に掲げる部分である。

（イ）総論（2, 6各号の非開示理由に当たらない）

冒頭に、2, 6号全ての非開示理由に共通する反論を記載する。

a 事業概要の公開では非開示事由に該当しない

本件文書に記された本件事業に関する情報のうち、本件開示文書がどのような事業に関するものかといった点についての情報（事業のタイトル、取り扱うテーマ、概要等）を公開しても、「当該法人の正当な利益を害するおそれ（2号）」はなく、「今後関係者から協力を得ることが困難になり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（6号）」もない。

実際に、審査請求人が同時期に同様の開示請求を複数行った結果、別の決定では「特定シンポジウム」や「特定名目1」、「「特定名目2」研究・広報」等の事業概要を示す記載が開示されている。

以下、次項bないしeは、上記(2)ウ(イ)bないしeと同じ（文中、「法人1」は「法人3」に読み替える。下記(ウ)も同じ。）。

- f 会計報告書の費目欄の情報は重要性が低い（原処分26）
上記(2)ウ(イ)fに同じ。
- g 支出報告書の費目欄の情報は不開示理由の該当性なし（原処分27）
上記(2)ウ(イ)fに同じ。

(ウ)「今後関係者から協力を得ることが困難になり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」との不開示理由（6号）について

上記(2)ウ(オ)c及びdに同じ。

(エ)小括

以上から、本件不開示部分は、法5条2、6号に該当しない。

(9) 審査請求書9（原処分28）

ア 不開示となった理由

(ア) 原処分28において対象文書が部分開示とされた理由は、原処分28に係る開示請求における書面が①「現在外務省が使用している電信システムの内部の処理・管理に係る情報であり、公にすることにより、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ、交渉上不利益を被るおそれ、及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（3号・6号）」というもの、②「特定法人から取得した情報であり、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため、また、今後関係者から協力を得ることが困難になり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（2号・6号）」というもの、及び、③「特定法人から取得した情報であり、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため、また、関係国と我が国の信頼関係を損なうおそれがあるとともに、今後関係者から協力を得ることが困難になり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（2号・3号・6号）」というものである。

(イ) 本開示文書は、「海外シンクタンク等との協力事業」に関する法人3からの文書及びそれらを米国大使館から外務大臣（外務省本省）に報告する頭書きであると理解されるので、それを前提に以下、上

記理由が当たらないことを述べる。

イ ①について

総番号、パターン・コード、発受信時刻については開示を求める。

ウ ②及び③について

(ア) 本件開示決定により不開示（黒塗り）となったのは、別表1に掲げる文書44ないし文書46に掲げる各部分である。

以下、次項（イ）ないし（オ）は上記（3）ウ（イ）ないし（エ）及びエに同じ（文中、「法人1及び法人2」は「法人3」に読み替える。）。

（10）意見書1（原処分3ないし原処分15、原処分17及び原処分18）

ア はじめに：本件情報開示請求の意義・性質

本件は外務省管轄の文書の開示請求であるが、外交分野は一般的に、文書の開示がなされにくい分野であるとされている。その点についても疑問をなしとしないが、それはさておき、本件はいわゆる外交とは異なる場面であることを冒頭に指摘しておきたい。

本件では米国の民間の研究機関（シンクタンク）と外務省とのやりとりやその研究機関の事業報告等を開示請求しているに過ぎない。本件請求にかかる文書が示すのは、国家間で条約締結交渉を行う、貿易交渉を行うといった国家間の外交とは全く異なる場面である。

これら研究機関の研究結果が開示されたところで、日本国と他国との外交関係が害されるようなことは考えられない。

さらには、後述のごとく、これらの研究機関（シンクタンク）及びそこにおける発表物は、大変な頻度で日本のメディアに取り上げられ（資料（添付省略、以下同じ。）1），国会でも取り上げられており（資料2），これら研究機関は日本に関する情報の米政界のみならず広く国際社会、そして日本国内への強力な発信源となっている。その影響力たるや、驚くべきものであり、その影響力を知ることからこれら研究機関は首相等の米国訪問時の講演の舞台ともなってきた（資料3）。これが、まさに今回の政府支出が「広報費」として行われている所以である。

これら強力な広報力・影響力をもつ研究機関に対して日本政府がどのような形で資金を提供しているのか、どのようなプロジェクトに予算をつけているのか、日本の公金により民間機関がどのように動いているのか、といった事項は、国民によって検証され、議論されねばならない事項である。

さらには、請求人は防衛省に対しても、同時に、同一の内容で情報公開請求を行っており、防衛省からは詳細な記録が開示されている（資料4）。防衛省から開示がなされ、外務省から開示がなされな

いというのは許されない。

イ 非開示の理由について真摯な説明を求める

(ア) 理由説明書において説明が尽くされていないこと（諮問第152号ないし163号全てに共通する意見）

いずれの理由説明書も、非開示決定通知書とほぼ同内容の不開示部分及び不開示理由を述べるのみである。審査請求人の主張に応答することなく漫然と不開示決定に違法がないことを述べているに過ぎない。諮問庁は、どのような情報類型が記述されているのかなど最低限の理由説明の前提となる事実すら述べておらず、極めて不当かつ怠慢な対応であるといわざるをえない。諮問庁は、情報類型を明らかにしたうえで、類型ごとに不開示理由とした理由を説明すべきである。

また、理由が新たに説明された際には、それに対する反論の機会が請求人に与えられなければならない。

(イ) 理由説明書で漫然と不開示理由が追加されたこと

今回提出された理由説明書において、諮問庁は不開示理由を大幅に追加した。しかし、それに対する理由説明はなされていない。

a 諒問第152号

3号、5号及び6号該当性に加え、2号該当性が理由説明書で新たに加えられた。3号、5号及び6号の保護法益と2号の保護法益とは異なるものであるから、諮問庁は、法人としての正当な利益を害するおそれがある情報類型が含まれることを明らかにしたうえで、理由の追加が行われねばならない。

b 諒問第152号ないし155号、160号、及び161号

2号該当性に加え、6号該当性が理由説明書で新たに加えられた。諮問庁は、「公にしないことを前提にした特定法人との契約」であると主張するが、2号口の該当性を何ら主張していない。諮問庁は再度の検討の機会があったにもかかわらず、2号口該当性の主張すらしていないのであるから、2号口に該当しないとの判断を前提に6号該当性を主張するものと考えられる。しかしながら、事務事業上の支障を理由にする非公開約束に関しては、6号ではなく2号口の該当性によって不開示の当否を判断すべきであるから、このような主張は法の趣旨に反して許されない。

c 諒問第156号ないし159号及び163号

2号該当性に加え、3号及び6号該当性が理由説明書で新たに加えられた。6号該当性に関する追加主張については、上記bと同様に、法の趣旨に反して許されない。また、2号の保護法

益と3号の保護法益は異なるものであるから、諮詢庁は、情報類型を明らかにしたうえで、法人の正当な利益を害しかつ外交安全保障上の支障となる情報とはいかなるものかを明らかにするよう、理由の追加を行わねばならない。

(ウ) 審査会に求める対応

上記のとおり、諮詢庁は、漫然と不開示理由を追加し、情報類型を明らかにすることもなく抽象的な説明に終始している。このような対応は、国民の知る権利を軽視する怠慢といわざるをえない。

法1条は、「国民主権の理念」を掲げる。健全な民主主義社会において、情報は国家が独占すべきものではなく、広く国民に開かれるべきものである。このことが、開示を原則とする法の趣旨である。したがって、不開示事由に該当しない限り自己の保有する情報を速やかに開示し、不開示事由に該当すると判断した場合はその理由を国民に適切に説明することこそ、法の趣旨に適う諮詢庁の対応といえる。

しかるに、諮詢庁は、平成30年6月8日に開示請求を受理したにもかかわらず、決定の期限を延長したうえ、定型文を貼りつけたような不開示理由しか説明しない（未だに開示決定等がなされないままの情報も存在する。）。

この間にも各シンクタンクに対する公費の支出は続いているのであり、諮詢庁の一連の対応自体が国民主権の理念に反する「時間稼ぎ」とも思える。審査請求人は、諮詢庁が追加の理由説明を行わないのであれば、新聞紙面で広く社会に対応の是非を問うなどの対応を講じることも検討せざるをえない。

審査会においては、諮詢庁に対して上記の要請を充たす追加の理由説明書を提出するよう求めるとともに、審査請求人に対して当該追加説明に対する反論の機会を改めて与えるよう判断いただきたい。

ウ 各号該当性に関する意見等

(ア) 追加された不開示事由に該当しないこと

本件各文書は、いずれも、理由説明書で新たに追加された不開示事由に該当しない。もっとも、諮詢庁が情報類型すら明らかにしないため、不開示事由に該当しない理由について、現時点では、審査請求書に記載したものと同内容のものを改めて述べるほかない。そこで、追加された事由に該当しない理由については、別紙（添付省略、以下同じ。）の審査請求書の「審査請求の理由」を援用して主張する。

なお、本件審査請求は、そもそもは一回の情報公開請求でなされた請求に対して、10数回以上に渡る複数の開示決定が行われ、そ

れに対して毎回行った審査請求であり、別紙の審査請求書はその一連の開示決定に対して行った審査請求書の一つである。

(表省略)

(イ) 「受取人」欄を開示すべきこと

文書9及び文書12の「受取人」欄が不開示とされているところ、当該部分を開示すべきである。

受取人を誰として公費を支出しているかは、公金支出の適切性を判断するのに必要な基本的な情報であり、2号にも6号にも該当しない。

(ウ) 公表された情報に比して個別性の高い情報でなければ2号に該当しないこと（諮問第152号ないし163号全てに共通する意見）

a 該当文書に記述されている内容に、各シンクタンクの業務内容や実績として公にされている情報に比べて個別性が高くノウハウに関する情報が含まれていなければ、公にしても正当な利益を害するおそれがない、2号に該当しない。

b この点、特定法人情報公開事件判決（大阪地方裁判所判決平成31年3月14日）（資料5）では、法5条2号イについて、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあるもの」に該当するためには、「単に当該情報が通常他人に知られたくないと言うだけでは足りず、当該情報が開示されることによって、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが客観的に認められるということを要するというべきであり、上記おそれは、単なる確率的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が必要であると解するのが相当」とし、その上で、特定法人の設置趣意書について、「独自のカリキュラムや指導方法が記載されているものでもなく、小学校の運営・経営上のノウハウと評価すべきものは含まれていない」と判示した。

また、「（開示請求の対象であった）設置趣意書の記載と同様の内容ないし程度には」、ウェブサイト等でホームページなどで情報を公開していることから、「経営戦略に関する情報としては概括的かつ抽象的なものにとどまり、小学校の運営・経営上のノウハウというべきものではない上、その程度の情報は、既に、実質的に公にされていたと認められるから、これが公にされた場合に、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益があったなどとは到底言えない。」とし、他の法人がこの設置趣意書を模倣した小学校を設置する可能性について、私立小学校が少ないと、設置を計画していたものが存在していたこ

とを伺わせる事情が存在しないこと、などを理由として、2号イを適用して法的保護に値する蓋然性があると評価する余地はない、として、設置趣意書を不開示情報に当たらないと判示している。

- c (a) 本件において、非開示とされているのは、プロジェクトのための公金支出を求めて各研究機関が外務省に対して依頼をしている文書や予算書等である。

そもそも、どのような人に何を依頼し、どのような発表物を出しているのかといった点は、これらの機関が研究発表機関であることをその性格としている以上、下記の通り、ウェブサイト等で広く公開されている（資料9）。そしてウェブサイトの公開情報の中で、その研究手法や研究参加者がどういった人物であるかなどについては、ほとんどの場合は明らかになっている（資料12）。

それが、日本政府の依頼にあるプロジェクトか否かについてが明らかになっていなくとも、既に幅広く世界に発信されたこれらの研究機関の運営・経営上のノウハウは「実質的に公にされていたと認められる」。従って、本件開示請求にかかる情報が公にされたとしても、これら研究機関の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるとは到底言えない。

- (b) また、ワシントンに存在し、米政府との関係を相当程度有し、日本部や日本研究者を抱える大規模な研究機関（シンクタンク）は極めて数が限られており、今回の開示請求の対象となった法人と同程度に日本研究を行っている研究機関は、他には2、3しか存在しない。そして、そのほぼ全てに日本政府は何らかの形で資金を提供している。

このような背景事情の中、本件開示対象となった研究機関の競争相手は極めて限られており、極めて狭い世界の中、相互にその研究や運営の手法は既に互いに知るところとなっている。

ワシントンにおいて一線で日本研究をする研究者の数は限られる中（多く見積もっても20人程度）、彼らは所属を数年につき一度別の研究機関に移しながら研究を行い、また、各機関の研究プロジェクトにお互いに参加しながら研究を行っているのであって、今回の情報が公開されたからといって、当該研究機関の権利、競争上の地位、その他正当な利益が害されるおそれは極めて少ない（資料6）。

- d 以上、本件で非開示とされた情報を公にしてもこれら研究機関の正当な利益を害するおそれがなく、2号に該当しない。

さらにいえば、審査請求書記載の通り、請求人は、特に、何についてどのような公金支出がなされたのか、その事業のタイトル、取り扱うテーマ、調査概要等について強く開示を求めている。これらの点についての情報を開示したところで、当該研究機関の権利、競争上の地位、その他正当な利益が害されるおそれは皆無である。

(エ) 既に公開されている情報があること

本件審査請求は、そもそもは一回の情報公開請求に対して、10数回以上に渡る複数の開示決定が行われ、それに対して毎回行った審査請求である。本件情報公開請求に対しては毎月1、2度の割合で開示決定が未だ続き、その都度、非開示部分について審査請求を行っているという状況である。

本件情報公開請求により開示された資料で、今回の審査請求（質問第152ないし163号質問）には入っていない資料に、文書26として開示された文書（資料7）がある。

この文書においては、特定セミナー1を特定研究所との共催として（特定年2）特定月日（特定曜日）～特定日（特定曜日）に行いたい旨の記載がある。これについては、同セミナーの詳細及びセミナーを映したビデオが約2時間にわたってウェブサイトに掲載されている。それによれば、日本政府の資金で「特定年2特定セミナー2：特定シンポジウム名」というシンポジウムが、特定年月日（特定曜日）特定時間～特定時間まで法人3本部で開催されたということを知ることができるし、ビデオを見れば、どのような議論がなされたかもつぶさに聞くことができる（資料8）。

（特定ウェブサイトアドレス）

本件開示請求に関するプロジェクトでこのように公開されている事業があるのであるから、他のプロジェクトについてもさらなる情報開示がなされても非開示事由にあるようなおそれは生じないものが大半であると考えられる。

(オ) 広く情報発信することを性質としている機関

本件研究機関は、広く情報を発信することをその性質とするものであり、どのような研究をし、どのようなセミナーを開催し、どのような報告書を作成しているか、といった点については、広くウェブサイト上で公開している（資料9）。

セミナーや報告書の発表などは、公開の場で行われ、多くの場合、誰もが申し込みもなく誰もが参加できるものである。ニュースレターなども発表されている。

例えば法人3においては、日本に関するイベントが、特定年1～

今までに、ウェブ上で公開されているものだけでも約70回開催されている（資料10）。これは、日本についての一線の研究者が最大見積もっても20人程度に限られるワシントンにおいて、圧倒的に多い回数であり、研究の多くの部分の公開である。

時に、外部非公開のセミナーなども開催されているが、そもそも、これら研究機関がどのような内容について議論をし、誰が関わっているか、どのように収入を得ているかというかなりの程度のことは、ワシントンでそのような研究機関のイベントに参加し、ウェブサイトや報告書を読むことで深く知ることが可能になるものである。

また、ほとんどの報告書はウェブサイト上で公開され、それら報告書の内容は常時日本のメディアに掲載されており、研究者のインタビューも頻繁に日本のメディアに掲載されている（資料1）。

このようにこれら研究機関の研究は、多くの場合、公開されることが前提で行われているものであり、今回の非開示となっている文書の中においても、一部非開示になる部分がある可能性はあっても、全てが新規性が有り、公開できないものであることは考えられない。

（カ）日本政府とこれら研究機関のつながりは公知の事実

日本政府がこれらの機関に費用を出していることは既にこれらの機関のウェブサイトで明らかになっており（資料11），日本政府とこれらの機関の関連性は公知の事実となっている。

にもかかわらず、年間1，2のプロジェクトについてのみ、その関連性を非開示にしても、この機関の正当な利益を害するおそれがある（2号イ）とか、関係国と我が国の信頼関係を損なうおそれがある（3号）とか、これを公にした場合今後関係者から協力を得ることが困難になり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（6号）とかいうことはなく、非開示事由に当たらない。

ましてや、支出の対象やプロジェクトタイトル、概要の開示についてはこれらの非開示事由への該当性は一切ない。

（キ）防衛省への同一の請求では開示されていること

請求人は、外務省に開示請求を行うと同時に、全く同内容で防衛省にも開示請求を行っている。

防衛省からは、何を目的に、誰を、どの期間米国に派遣し、それにはどのような費用がかかったのか、といった事項について全て開示されている（資料4）。防衛省においては非開示になった文書はほとんどない。

外務省に限って、支出の対象やプロジェクトタイトル、概要を明らかにしないことが許されてはならない。

（以下省略）

(11) 意見書2（原処分3ないし原処分15、原処分17及び原処分18）

ア 外務省が非開示とするのは国民の目に触れさせたくないからであり、挙げられた非開示事由は眞の理由ではない

(ア) 外務省は、本件において、のみならず、多くの情報公開請求に対して、関係国と我が国との信頼関係を損ねるおそれがある（法5条3号）として、文書の非開示決定を行ってきている。

もっとも、その非開示理由は、外務省が文書の公開を拒否する眞の理由ではないことが往々にしてある。それは、過去の例を見れば明らかである。

(イ) 一例を挙げる。

a 外務省作成の文書「日米地位協定の考え方」のほぼ全文を特定新聞社が独自に入手し、紙面に全文を掲載したことがあった（2004年1月13日・資料13）。

この文書は、日米地位協定の解釈・運用方法について、外務省が内部文書として作成し「秘 無期限」としていた機密文書である。

日米地位協定は、米軍関係者の日本における地位について取り決める日米間の条約であるが、米兵による刑事犯罪が起きたてもその身柄を日本の警察が逮捕できない場面が多いなどの点から、何か事件が起きるたびに、日本において大きな社会問題となってきた。しかし、その米軍が圧倒的に有利に取り扱われる運用の多くの部分は、米国との取り決めによってではなく、外務省内部で文書「日米地位協定の考え方」を作成し、それにより決定していた。この文書はその外務省の決定を赤裸々に示すものであった。

例えば、米軍基地は日本国内に存在するが、同文書は「国内法の適用は、米軍の管理権を侵害しない形で行うこととされている」と日本国内法の米軍基地・米軍関係者への適用を有名無実化したり、米軍関係者の犯罪被疑者について、日本の警察が逮捕できないばかりか、米軍における身柄拘束についても「米軍の手中に（身柄が）ある時は、米側の刑事手続き上、米側に拘禁されている場合のみならず、より広い意味で身柄が米側により拘束されていれば足りる」として、身分証明書の取り上げ程度でも身柄拘束であることを許し、結果、被疑者の米国への逃走も可能な状況を認めている。

b 長年、地位協定については、その議論内容や具体的運用について外交に関する事項としてその大部分が公開されず、この文書も、何度も開示を求められても開示がされてきていない。

その中で、独自ルートで入手した同文書を特定新聞社が全文を紙面公開したことにより、米軍の存在により基地周辺住民に多大な負担を背負わせる地位協定の運用の内実が、日本外務省により作成され、実体が隠蔽されていたことが明らかになった。

c もっとも、機密文書とされていたこの文書であるが、その公開により日米関係の信頼性が損なわれたという事実はなかった。実際に、特定新聞社の公開のあとも、日本政府と米国政府の間で本件の公開が信頼関係の破壊につながったということはない。

むしろ、米国としては、二国間の公式な取り決め以上に日本政府が米軍を日本国民より優先している内容の文書であり、内容を聞いて、日本政府に感謝すらするような内容であったといえる。

d もちろん、そのような国民の生活に厳しい影響を及ぼしうる重大な決定を外務省が独自に勝手に行いながら、何十年にわたり国民の目にも国会の目にも触れさせることのなかつたことは民主主義からの重大な逸脱であり、この文書の公開は日本国内では衝撃を持って受け止められ、外務省は多くの批判にさらされた。

結局、この文書が機密文書とされたのは、日本の外務官僚が「米軍を日本国民より有利に取り扱っていること」「それを日本政府が率先して行っていること」を国民から隠し続けたかったからに過ぎないのである。

(ウ) 本件文書の非開示部分についても同様のことがいえる。

本件で開示を請求している文書は二国間の取り決めではなく、一民間機関の作成した文書や同機関とのやりとりにすぎない。

アメリカの一民間機関がどのような研究を行っているかについて、米国政府、あるいは、研究対象となっていると推認される中国や北朝鮮、ロシアの各政府が、これらの報告書の中身を目にして、日本政府との信頼関係を失うことなどない。

そもそもそのような報告書はこれらの研究機関から日々大量に出されており、これら研究機関に日本政府が資金を提供していることはこれら研究機関のウェブサイトでも明らかになっており、今回の文書の公開くらいで信頼関係が破壊されるのであれば、とっくにこれらの国との信頼関係は破壊されている。

外務省が本件を非公開としたいのは、関係国と我が国との信頼関係を損ねるおそれがあるからではなく、米国の研究機関に多額の国民の税金を支払っていることや、日本政府が「アメリカのシンクタンク」の「虎の威」を借りながら日米の政策決定についての多大な影響力を作出していることについての日本社会からの批判を避けた

いが故である。

繰り返しになるが、この研究機関が、米国政府ではなく、一民間研究機関に過ぎないことも改めて述べておく。

- (工) 加えて、外務省は、非開示事由として2号、5号、6号を挙げ、「当該法人の正当な利益を害する」「今後関係者から協力を得ることが困難になり、事務の適正な遂行に支障を及ぼす」などと非開示理由を説明する。

これらの記載されている理由が、非開示理由として正当化されるものではないことは先の意見書でも指摘したとおりであるが、これらについても外務省からしてみれば本音では主たる非開示理由ではなく、真の非開示理由は「この文書を国民の目に触れさせたくない」というものである。

- (オ) 民間研究機関に、どのような目的で国民の税金からの高額の資金を提供しているのか、それがどのように使われているのか、というのはテーマがたとえ外交分野であったとしても、その詳細を公開して、その是非につき日本国民納税者の審判をあおがねばならない。

イ 本件研究機関の研究結果が政府の政策作成に頻繁に使われていること

- (ア) 本件研究機関が研究し、作成した研究報告書等は、日本政府が政策を作成する際に頻繁に参考にしている。

例えば、防衛省が作成した資料「特定資料名」においては、法人3作成の「特定レポート」の内容説明が3ページにわたってなされている（資料14・本資料はウェブにて公開されている）。

日本政府が、自ら資金を提供している団体の報告書を、その資金提供の有無について付記せずに自らの政策作成の際に「アメリカの意見の紹介」として使用するのは、自らの影響力の及ぶ研究を基に自らの政策の正当性を主張するもので、いわゆる「マッチ・ポンプ」といえ、政策作成における客観性を欠く。

また、一覧「ワシントンシンクタンクの影響力」（資料15）が示すとおり、日本政府とこれらの研究機関（シンクタンク）の緊密な関係は様々な公開情報から明らかであるし、日本政府がこれらのシンクタンクを使って各レベルにおける「広報」を行っていることも明白である。

- (イ) 即ち、日本政府は、これら研究機関（シンクタンク）に資金を提供し、自らの声の発信の場を作り、加えて、これら研究機関（シンクタンク）に「米国の声」として日本政府の望む声を発信してもらうことで、自らの行いたい政策に向けての影響力を作出してきたのである。

膨大なこれら研究機関を情報源とするメディア報道（資料1）を見ても分かるように、これらの研究機関の発表に基づき日本で報道が行われ、日本の世論が形成され、そして、日本の外交・安保政策が作成され、また、米国の対日政策が作成されてきた。

しかし、その情報の裏でこれら「米国の声」の発出のために日本政府が資金を提供していることは説明されることもなく、その資金がどのように使われているのかはこれまで全く明らかにされてきていない。

これらの機関へ日本政府から資金が提供され、どのような内容の委託がなされており、その背景事情の下、このような発信を研究機関（シンクタンク）が行っている、ということを明らかにすることは、外交政策の作成過程を民主的なものとするために必要であるが、仮にそれをおいたとしても、日本の外交政策が適切なものであるかを客観的に判断するためにも極めて重要である。

ウ 情報公開が米N P O制度の趣旨に資すること

(ア) 本件研究機関は、米国のN P O法人（501c3法人）であり（資料16の1～3），税の免除を受ける代わりに主たる寄付者や事業内容等について米国政府に報告義務を負う団体である。これらの研究機関（シンクタンク）は学問的な中立性や客観性を標榜していることで税金の免除などを受けている（資料17）。

(イ) しかし、近年、各国政府が米国これら研究機関に多額の寄付をすることで、ロビーイストのように影響力を及ぼしており、シンクタンクがロビーイスト規制法などの法の抜け穴となってきたと批判されている。

例えば、2014年9月6日付けの特定新聞の記事（資料18の1，18の2）は、タイトルが「海外政府がシンクタンク（研究機関）で影響力を買う（Foreign Powers Buy Influence at Think Tanks）」というものであり、これらアメリカの研究機関の発表物が強い影響力を持つことを熟知した各国政府が資金を提供し、研究結果がそれらの国々にとって有利なものとなっている、と述べ、厳しく批判している。日本政府も法人3への資金提供などで記事の中で具体的に取りあげられ、厳しい批判の対象となっている。

(ウ) このように、アメリカにおいても、他国政府（本件では日本政府）がシンクタンクを利用して影響力をもとうとしていることが批判され、問題視されている。本件請求にかかる情報が公開されることは、この米国法における研究機関（N P O法人（501c3法人））の客観性・正当性を担保する方向にも資するものである。

(以下省略)

(12) 意見書3(原処分2及び原処分16)

ア はじめに：本件情報開示請求の意義・性質

上記(10)アと同じ。

イ 非開示の理由について真摯な説明を求める

(ア) 理由説明書において説明が尽くされていないこと

上記(10)イ(ア)と同じ。

(イ) 審査会に求める対応

上記のとおり、諮詢庁は、情報類型を明らかにすることもなく抽象的な説明に終始している。

以下、上記(10)イ(ウ)本文に同じ。

ウ 各号該当性に関する意見等

(ア) 外務省が非開示とするのは国民の目に触れさせたくないからであり、挙げられた非開示事由は真の理由ではない

上記(11)アと同じ。

以下、次項(イ)ないし(オ)は、上記(10)ウ(ウ)ないし(カ)と同じ。

(カ) 本件研究機関の研究結果が政府の政策作成に頻繁に使われていること

上記(11)イと同じ。

(キ) 防衛省への同一の請求では開示されていること

上記(10)ウ(キ)と同じ。

(ク) 情報公開が米NPO制度の趣旨に資すること

上記(11)ウと同じ。

(13) 意見書4(原処分1及び原処分19ないし原処分28)

ア 本件審査請求は、そもそも一回の情報公開請求でなされた請求に対して、10数回以上に渡る複数の開示決定が行われ、それに対して毎回行ってきた審査請求のうちの最後の10つである。

(中略)

「令和2年(行情)諮詢第298・307ないし315号諮詢事件」についての意見は、意見書1(上記(10)、以下同じ。)、意見書2(上記(11)、以下同じ。)から変更点がある場合についてのみ記載することとする。即ち、下記に「変更する」との記載のない部分についてはこれらの意見書をそのまま引用して主張するものである。従って、本件について、当方の意見全体を理解するためには、同意見書二つを本意見書と合わせてお読みいただきたい。

(中略)

イ 意見書1について

(ア) はじめに：本件情報開示請求の意義・性質

変更なし。

(イ) 非開示の理由について真摯な説明を求める

- a 理由説明書において説明が尽くされていないこと（諮詢第152号ないし163号全てに共通する意見）
タイトルを「理由説明書において説明が尽くされていないこと（諮詢第298・307ないし315号全てに共通する意見）」に変更する。

- b 理由説明書で漫然と不開示理由が追加されたこと
記載全てを削除し、下記の記載へと変更する。

諮詢第312号ないし314号につき、今回提出された理由説明書において、諮詢庁は不開示理由を追加した。しかし、それに対する理由説明はなされていない。

2号及び6号該当性に加え、3号該当性が理由説明書で新たに加えられた。2号・6号の保護法益と3号の保護法益は異なるものであるから、諮詢庁は、情報類型を明らかにしたうえで、公にすることで生じるとする「国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」とはいかなるものかを明らかにするための理由の追加を行わねばならない。

- c 審査会に求める対応

3段落目を下記の通り変更する。

しかるに、諮詢庁は、平成30年6月8日に開示請求を受理したにもかかわらず、決定の期限を最大一年も延長したうえ、定型文を貼りつけたような不開示理由しか説明しない（括弧内削除）。

(ウ) 各号該当性に関する意見等

- a 追加された不開示事由に該当しないこと

表を下記の表に差替える。

（表省略）

なお、本審査請求について不開示条項1号（個人情報）については開示を求めないため、下記でも1号については触れない。

- b 「受取人」欄を開示すべきこと

今回の件では該当がないと思われるため、削除する。

- c 公表された情報に比して個別性の高い情報でなければ2号に該当しないこと（諮詢第152号ないし163号全てに共通する意見）

(a) タイトルを「公表された情報に比して個別性の高い情報でな

ければ 2 号に該当しないこと（諮詢第 298 号・307 ないし 315 号全てに共通する意見）」に変更する。

(b) 上記（10）ウ（ウ）b 1 行目の判決について、「特定法人情報公開事件判決（大阪地方裁判所判決平成 31 年 3 月 14 日・確定判決）」と加筆する。

d 既に公開されている情報があること
下記の通り変更する。

本件審査請求は、そもそもは一回の情報公開請求に対して、10 数回以上に渡る複数の開示決定が行われ、それに対して毎回行った審査請求である。本件情報公開請求に対しては毎月 1, 2 度の割合で開示決定が行われ、その都度、非開示部分について審査請求を行ったという状況である。

本件情報公開請求により開示された資料に文書 26（諮詢第 298 号・資料 7）がある。

この文書においては、 . . .

e 広く情報発信することを性質としている機関
第三段落目の一文目を「例えば法人 3 においては、日本に関するイベントが、特定年 1 ~ 特定年 3 特定月までに」と変更する。

f 日本政府とこれら研究機関のつながりは公知の事実
変更なし。

g 防衛省への同一の請求では開示されていること
下記の通り訂正する。元の「意見書 1」も訂正する。

防衛省からは、何を目的に、誰を、どの期間米国に派遣し、それにはどのような費用がかかったのか、といった事項について全て開示されている（資料 4）。

（以下省略）

ウ 意見書 2 について

(ア) 外務省が非開示とするのは国民の目に触れさせたくないからであり、挙げられた非開示事由は真の理由ではない
下記の通り変更する。

上記（11）ア（工）加えて、外務省は、非開示事由として 2 号、（5 号を削除）、6 号を挙げ、「当該法人の正当な利益を害する」「今後関係者から協力を得ることが困難になり、事務の適正な遂行に支障を及ぼす」などと非開示理由を説明する。

(イ) 本件研究機関の研究成果が政府の政策作成に頻繁に使われていること

上記（11）イ（ア）4 段落目冒頭を下記の通り変更する。元の「意見書 2」の同部分も訂正する。

また、一覧「米シンクタンクと日本政府の関係を示す取り組み例（資料15）が示すとおり、日本政府とこれらの研究機関（シンクタンク）の緊密な関係は様々な公開情報から明らかであるし、・・・。

（ウ）情報公開が米NPO制度の趣旨に資すること
変更なし。

（以下省略）

（14）意見書5（令和2年（行情）諮問第298号）

ア 法5条6号に該当しない

下記第3の2の補充理由説明書は、非開示理由について、「これを公にした場合、今後関係者から協力を得ることが困難になり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、同条6号の不開示事由を追加する」と述べる。

しかし、本不開示部分が、同条6号の不開示事由に当てはまらないことは、既に縷々述べてきたとおりである。

即ち、本事件（令和2年（行情）諮問第298号諮問事件）については既に上記（13）の令和2年7月7日付け意見書4（令和2年（行情）諮問第298・307ないし315号諮問事件）を提出している。そして、同意見書では、上記（10）の意見書1（平成31年3月26日付・審査請求書3（平成31年3月3日付）を援用）及び上記（11）の意見書2（平成31年4月10日付）を援用しながら、6号に該当しないことを主張している。

（中略）

議論をさらに煩雑にするので、今回の補充理由説明書に対するこの意見書でこれらの主張を繰り返すことはしないが、これらの意見書を含み、これまでに審査会に審査請求人が提出した全ての審査請求書・意見書等における6号非該当性についての主張及び立証を本事件（令和2年（行情）諮問第298号諮問事件）について援用する。

既に、本件が同条6号の不開示事由に該当しないことは主張・立証済みである。

イ 早急に答申を出されたい

（ア）繰り返しになるが、本件審査請求は、そもそもは一回の情報公開請求でなされた請求に対して、10数回以上にわたる複数の開示決定が行われ、それに対して毎回行わざるをえなかった審査請求のうちの一つである。

さらには、諮問庁が、その10数回以上にわたる複数の開示決定に対し、非開示理由の追加を時期を違えてバラバラと行うことから、当方はその都度、それに対する反論を余儀なくされている。

本件は、本来は一度の開示決定がなされ、一度の審査請求を行つて、意見書のやりとりも全てを一本の手続きにまとめて行えば足りるはずの手続きである。

既に、開示請求番号や諮詢事件番号、不開示理由の該当号はパズルのようになっており、開示請求の本論とは外れたところで、複雑かつ煩雑な作業を強いられている。

(イ) また、本件の情報公開請求の開示請求受付日は平成30年6月8日であり、既に、開示請求から3年以上が経過している。開示決定が細分化されてなされたため、10数回以上にわたらざるをえなかった審査請求も、その初回は平成30年11月6日になされており、そこからでも既に2年8ヶ月以上が経過している。

さらには、特にこの一年というもの、令和2年7月7日に当方が意見書を提出してから、この手続きは一切動かず、審査請求人の元には何らの連絡もなかった。

(ウ) なされた情報公開請求に外務省がごく当たり前に対応していれば、このような手続きの複雑化・煩雑化・長期化は起こりえない。にもかかわらず、現在のような状態になっている原因は、一重に、諮詢庁（外務省）の情報公開に対するネガティブな姿勢に尽きる。

即ち、今回の手続きの複雑化・煩雑化・長期化の理由は、外務省が、できる限り情報を開示しないで済ませ、また、情報公開請求をする者を疲弊させ徒労に終わらせることで将来の情報公開請求の数を減らそう、とするその姿勢にある。

(エ) 今後も、諮詢庁は補充理由説明書などを提出して、他の番号の事件についてもさらなる不開示事由の追加などをバラバラと行うつもりかもしれないが、既に2号、3号、6号の不開示事由については、十分に双方から意見が述べられている。

審査会におかれでは、これ以上手続きが遅延することのないよう速やかに答申を出されたい。

第3 訒問庁の説明の概要

1 理由説明書（原処分1ないし原処分28）

(1) 経緯

処分庁は、平成30年6月8日付で受理した審査請求人からの各開示請求「請求文書1ないし請求文書14」に対し、それぞれ法11条による特例延長を行い、それぞれ相当の部分として対象文書計26件を特定し、計12件を開示、計14件を部分開示とする原処分1ないし原処分14を行った。その後、それぞれ対象文書計36件を特定し、1件を開示、35件を部分開示とする原処分15ないし原処分28を行った。

これに対し、審査請求人は、平成30年11月6日付で原処分1な

いし原処分14、同月16日付けで原処分15、同年12月6日付けで原処分16及び原処分17、平成31年1月16日付けで原処分18、同年2月5日付けで原処分19、同月25日付けで原処分20、同年3月3日付けで原処分21、同年4月9日付けで原処分22、同月26日付けで原処分23、令和元年6月9日付けで原処分24、同年7月4日付けで原処分25、同年8月5日付けで原処分26、同月19日付けで原処分27並びに同年9月3日付けで原処分28を一部取り消し、不開示部分の開示を求める旨の審査請求を行った。

(2) 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、原処分1ないし原処分28にかかる別紙2の46の文書である。

(3) 不開示とした部分について

ア 文書1の2項目、文書2の13項目、文書3、文書5及び文書7ないし文書11のそれぞれ2項目、文書12の2、5、8項目、文書13及び文書14のそれぞれ2、6項目、文書15の2、6、10項目並びに文書17の9項目には、特定法人の銀行口座情報が記載されており、公にすることにより、当該法人の権利利益を害するおそれがあるため、法5条2号に該当し、不開示とした。

イ 文書1、文書3、文書5、文書7及び文書12ないし文書14（それぞれ、上記ア以外の不開示部分）並びに文書2の3項目には、公にしないことを前提とした特定法人との契約に関する情報及び特定法人から取得した情報が記載されており、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため、法5条2号に該当するとして不開示としたが、当該部分は、これを公にした場合、今後関係者から協力を得ることが困難になり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号の不開示事由を追加する。

ウ 文書2、文書4、文書6、文書16ないし文書28及び文書30ないし文書46の総番号、パターンコード、発受信時刻については、外務省が現在使用している電信システム内部の処理・管理に係る情報であり、公にすることにより、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ、国の安全を害するおそれ、交渉上不利益を被るおそれ、及び外交事務全般の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当し、不開示とした。

エ 文書2（上記アないしウ以外の不開示部分）は、特定法人に対する我が国の見解に関する情報、公にしないことを前提とした我が国政府部内の検討に関する記述であり、公にすることにより、今後関係者から協力を得ることが困難になり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、当該法人と我が国の信頼関係を損なうおそれ、又は、政府部内

の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあるため、法5条6号、3号、又は5号に該当するとして不開示としたが、当該部分には、特定法人から取得した情報が含まれており、これを公にした場合、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため、法5条2号の不開示事由を追加する。なお上記「当該法人」については、「関係国」に訂正する。

オ 文書4、文書6、文書26ないし文書28、文書30ないし文書32、文書35ないし文書37、文書44及び文書46（それぞれ、上記ウ以外の不開示部分）、文書29並びに文書33（上記ウ及び下記ク以外の不開示部分）は、特定法人から取得した情報であり、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため、また、関係国と我が国の信頼関係を損なうおそれがあるとともに、今後関係者から協力を得ることが困難になり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条2号、3号及び6号に該当し、不開示とした。

なお、文書31及び文書32について、原処分21に係る決定通知書の不開示理由一覧の本来文書3、4とすべきところを、文書1、2と誤って記載したところ、文書1を文書3に、文書2を文書4に修正する。

カ 文書8ないし文書11及び文書15（それぞれ、上記ア以外の不開示部分）には、公にしないことを前提とした特定法人との契約に関する情報及び特定法人から取得した情報が記載されており、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため、法5条2号に該当するとして不開示としたが、当該部分は、これを公にした場合、今後関係者から協力を得ることが困難になり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため又は関係国と我が国の信頼関係を損なうおそれがあるため、法5条6号及び3号の不開示事由を追加する。

キ 文書16及び文書18ないし文書24（それぞれ、上記ウ以外の不開示部分）並びに文書17（上記ア及びウ以外の不開示部分）については、外務省との契約に基づく、公にしないことを前提とした特定法人の事業の内容に関する記述であって、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるとともに、国の安全を害するおそれや他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び今後関係者から協力を得ることが困難になり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条2号、3号及び6号に該当し、不開示とした。

ク 文書27の55頁目、文書33の1頁目本文2行目及び文書34の1頁目本文2行目については、個人に関する情報であり、特定の個人

を識別することができるものであるため、法5条1号に該当し、不開示とした。

ケ 文書38ないし文書43（上記ウ以外の不開示部分）は、特定法人から取得した情報であり、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため、また、今後関係者から協力を得ることが困難になり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条2号及び6号に該当し、不開示としたが、当該部分は、これを公にした場合、関係国と我が国の信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法5条3号の不開示事由を追加する。

コ 文書45（上記ウ以外の不開示部分）は、特定法人から取得した情報であり、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため、また、今後関係者から協力を得ることが困難になり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条2号及び6号に該当し、不開示とした。

（4）審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、原処分1ないし原処分18及び原処分20に対し、銀行口座部分、原処分1、原処分2、原処分16及び原処分19ないし原処分28に対し、総番号、パターンコード、発受信時刻並びに原処分1、原処分19、原処分20及び原処分22に対し、個人識別情報を除く全ての不開示部分の決定を取り消し、開示すべきと主張する。
イ しかしながら、処分庁は上記（3）のとおり、法5条に照らして適切に不開示事由の該当性を判断しており、審査請求人の主張には理由がない。

（5）結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分を維持することが妥当であると判断する。

2 補充理由説明書（令和2年（行情）諮問第298号）

総番号、発受信時刻、パターン・コード以外の不開示部分については、公にしないことを前提とした特定法人との契約に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため、法5条2号に該当するとして不開示としたが、当該部分は、これを公にした場合、今後関係者から協力を得ることが困難になり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、同条6号の不開示事由を追加する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 平成31年2月22日 諒問の受理（平成31年（行情）諮問第152号ないし同第163号）

- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
③ 同年3月5日 審議（同上）
④ 同月6日 諒問の受理（平成31年（行情）諒問第189号）
⑤ 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
⑥ 同月22日 審議（同上）
⑦ 同月27日 審査請求人から意見書1を收受（平成31年（行情）諒問第152号ないし同第163号）
⑧ 同年4月3日 審査請求人から資料1を收受（同上）
⑨ 同月10日 審査請求人から意見書2を收受（同上）
⑩ 同日 審査請求人から意見書3を收受（平成31年（行情）諒問第189号）
⑪ 同月17日 審査請求人から資料2を收受（平成31年（行情）諒問第152号ないし同第163号）
⑫ 令和2年6月8日 諒問の受理（令和2年（行情）諒問第298号及び同第307号ないし同第315号）
⑬ 同日 諒問庁から理由説明書を收受（同上）
⑭ 同月18日 審議（同上）
⑮ 同年7月7日 審査請求人から意見書4を收受（同上）
⑯ 令和3年2月19日 委員の交代に伴う所要の手続の実施（平成31年（行情）諒問第152号ないし同第163号及び同第189号），本件対象文書の見分及び審議（平成31年（行情）諒問第152号ないし同第163号及び同第189号並びに令和2年（行情）諒問第298号及び同第307号ないし同第315号）
⑰ 同年6月18日 審議（同上）
⑱ 同年7月1日 審議（同上）
⑲ 同月7日 諒問庁から補充理由説明書を收受（令和2年（行情）諒問第298号）
⑳ 同月27日 審査請求人から意見書5を收受（同上）
㉑ 同月29日 平成31年（行情）諒問第152号ないし同第163号及び同第189号並びに令和2年（行情）諒問第298号及び同

第307号ないし同第315号の併合並 びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙2に掲げる46文書である。

審査請求人は、原処分において不開示とされた部分のうち、銀行口座情報、総番号、発受信時刻、パターン・コード及び個人識別情報以外の不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）について、原処分の取消しを求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条2号、3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした原処分につき、上記第3の1（3）イ、工、カ及びケ並びに2のとおり不開示理由を追加した上で、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

また、文書9の2枚目（受取人）及び文書12の2枚目（受取人）並びに文書44の1枚目（件名）が不開示となっていることについて、審査請求人は、別表1の審査請求書において開示を求める部分に含めていないが、審査請求人の主張の趣旨に鑑みて、本件不開示部分に含めて判断する。

なお、文書30の41枚目について、別表1の審査請求書において開示を求める部分としているが、全部開示されているので、当該部分については判断しない。また、文書32の1枚目及び文書39の1枚目についても、別表1に記載されているが、当該箇所には、総番号、発受信時刻、パターン・コードしか記載されておらず、審査請求書の他の箇所の内容に鑑みて、審査請求人が開示を求める対象外と解されるので、当該部分については判断しない。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

（1）本件不開示部分のうち、別表2の1に掲げる部分には、法人から提供された各事業の実施を提案する書簡、提案書、予算書、事業報告書、決算報告書並びに事業の遂行に係る取組内容等が記載されていることが認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

（ア）海外シンクタンク等との協力事業とは、内閣府から外務省に支出委任され、我が国のグローバルな活動を推進するために、我が国の基本的立場や政策に関する理解の浸透を図る事業であり、具体的には、主に、海外シンクタンクとの連携等を行っている。

（イ）本件に係る法人と契約した事業について、契約内容を含め、事業に関わることについては、日本政府と法人の双方において合意のないものについては公開しないこととしている。

(ウ) 当該部分には、法人から提出された当該事業についての提案書、予算書及び事業報告書等、法人の当該事業に対する取組に係る情報が記載されており、これらは全て法人の情報であり、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため不開示とした。

イ 当該部分には、上記アで諮問庁が説明するとおり、法人が提案する事業の具体的な内容やそれらに要する費用、あるいは法人の当該事業に対する具体的な取組に係る情報が記載されていると認められる。そうすると、当該部分のうち、別表3の1に掲げる部分を除く部分は、これを公にすると、当該事業に係る法人の具体的な業務遂行能力や業務遂行状況等がつまびらかになり、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法5条2号イに該当し、同条3号、5号及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ しかしながら、別表3の1に掲げる部分については、当審査会事務局職員をして当該法人のウェブサイト等を確認させたところ、同旨の又は同部分から容易に推測できる内容が掲載されていることが認められた。

よって、当該部分は、これを公にしても、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められず、また、外務省が行う事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められないことから、法5条2号イ、3号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) 本件不開示部分のうち、別表2の2に掲げる部分には、法人から提供された情報を基に政府部内で検討した内容が具体的に記載されていることが認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分には、法人との契約締結の調整過程の詳細や、法人に対する我が国の見解、法人から対外的に公表しないことを前提に取得した情報等が記載されていることから、当該部分を公にすると、法人からの信頼を失うことで、今後、外務省が行う同旨の事業の参加について、交渉過程を含め契約した事業内容の詳細を公開されることを恐れる法人が事業に参加しないなど、外務省の行う海外シンクタンク等との協力事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。

イ 当該部分を公にすると、今後、外務省が行う同旨の事業の参加について、交渉過程を含め契約した事業内容の詳細を公開されることを恐れる法人が、事業に参加しないなど、外務省の行う海外シンクタンク等との協力事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記アの諮詢庁の説明は不自然、不合理とまではいえない。よって、当該部分のうち、別表3の2に掲げる部分を除く部分は、これを公にすると、外務省が行う事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条6号柱書きに該当し、同条2号、3号及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ しかしながら、別表3の2に掲げる部分については、原処分で既に開示されている部分と同旨の又は同部分から容易に推測できる内容であることが認められる。

よって、当該部分は、これを公にしても、外務省が行う事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、また、国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められないことから、法5条2号イ、3号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条2号、3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした各決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別表3に掲げる部分を除く部分は、同条2号イ及び6号柱書きに該当すると認められるので、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別表3に掲げる部分は、同条2号イ、3号、5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子、委員 佐藤郁美、委員 中川丈久

別紙1（本件請求文書）

1 請求文書1（平成31年（行情）諮問第152号（原処分3及び原処分15））

平成26年度の、下記の米国のシンクタンクに対する在米公館及び日本政府（外務省）からの支出（寄付、業務委託、調査・研究を含む）に関する①支出の根拠となる書類（支出負担行為決定決議書とその付属資料）、②契約書及び仕様書、あるいはそれらに類するもの、③依頼した業務に係る報告書（経過報告を含む）、協議・打ち合わせの記録、提供を受けた資料

・法人1

2 請求文書2（平成31年（行情）諮問第153号（原処分4及び原処分17））

平成27年度の、下記の米国のシンクタンクに対する在米公館及び日本政府（外務省）からの支出（寄付、業務委託、調査・研究を含む）に関する①支出の根拠となる書類（支出負担行為決定決議書とその付属資料）、②契約書及び仕様書、あるいはそれらに類するもの、③依頼した業務に係る報告書（経過報告を含む）、協議・打ち合わせの記録、提供を受けた資料

・法人1

3 請求文書3（平成31年（行情）諮問第154号（原処分5及び原処分18））

平成28年度の、下記の米国のシンクタンクに対する在米公館及び日本政府（外務省）からの支出（寄付、業務委託、調査・研究を含む）に関する①支出の根拠となる書類（支出負担行為決定決議書とその付属資料）、②契約書及び仕様書、あるいはそれらに類するもの、③依頼した業務に係る報告書（経過報告を含む）、協議・打ち合わせの記録、提供を受けた資料

・法人1

4 請求文書4（平成31年（行情）諮問第155号及び令和2年（行情）諮問第307号（原処分6及び原処分19））

平成29年度の、下記の米国のシンクタンクに対する在米公館及び日本政府（外務省）からの支出（寄付、業務委託、調査・研究を含む）に関する①支出の根拠となる書類（支出負担行為決定決議書とその付属資料）、②契約書及び仕様書、あるいはそれらに類するもの、③依頼した業務に係る報告書（経過報告を含む）、協議・打ち合わせの記録、提供を受けた資料

・法人1

5 請求文書5（平成31年（行情）諮問第156号及び令和2年（行情）
諮問第308号（原処分7及び原処分21））

平成26年度の、下記の米国のシンクタンクに対する在米公館及び日本
政府（外務省）からの支出（寄付、業務委託、調査・研究を含む）に関する
①支出の根拠となる書類（支出負担行為決定決議書とその付属資料）、
②契約書及び仕様書、あるいはそれらに類するもの、③依頼した業務に係
る報告書（経過報告を含む）、協議・打ち合わせの記録、提供を受けた資
料

・法人2

6 請求文書6（平成31年（行情）諮問第157号及び令和2年（行情）
諮問第309号（原処分8及び原処分22））

平成27年度の、下記の米国のシンクタンクに対する在米公館及び日本
政府（外務省）からの支出（寄付、業務委託、調査・研究を含む）に関する
①支出の根拠となる書類（支出負担行為決定決議書とその付属資料）、
②契約書及び仕様書、あるいはそれらに類するもの、③依頼した業務に係
る報告書（経過報告を含む）、協議・打ち合わせの記録、提供を受けた資
料

・法人2

7 請求文書7（平成31年（行情）諮問第158号及び令和2年（行情）
諮問第310号（原処分9及び原処分23））

平成28年度の、下記の米国のシンクタンクに対する在米公館及び日本
政府（外務省）からの支出（寄付、業務委託、調査・研究を含む）に関する
①支出の根拠となる書類（支出負担行為決定決議書とその付属資料）、
②契約書及び仕様書、あるいはそれらに類するもの、③依頼した業務に係
る報告書（経過報告を含む）、協議・打ち合わせの記録、提供を受けた資
料

・法人2

8 請求文書8（平成31年（行情）諮問第159号及び令和2年（行情）
諮問第311号（原処分10及び原処分24））

平成29年度の、下記の米国のシンクタンクに対する在米公館及び日本
政府（外務省）からの支出（寄付、業務委託、調査・研究を含む）に関する
①支出の根拠となる書類（支出負担行為決定決議書とその付属資料）、
②契約書及び仕様書、あるいはそれらに類するもの、③依頼した業務に係
る報告書（経過報告を含む）、協議・打ち合わせの記録、提供を受けた資
料

・法人2

9 請求文書9（平成31年（行情）諮問第160号及び令和2年（行情）
諮問第312号（原処分11及び原処分25））

平成26年度の、米国のシンクタンク「法人3」に対する在米公館及び日本政府（外務省）からの支出（寄付、業務委託、調査・研究を含む）に関する①支出の根拠となる書類（支出負担行為決定決議書とその付属資料）、②契約書及び仕様書、あるいはそれらに類するもの、③依頼した業務に係る報告書（経過報告を含む）、協議・打ち合わせの記録、提供を受けた資料、④法人3と在米公館（あるいは外務省）が取り交わしたメール、⑤法人3とそのスタッフ、関係者の名前（日本語、英語とともに）がある公電

10 請求文書10（平成31年（行情）諮問第161号及び令和2年（行情）諮問第313号（原処分12及び原処分26））

平成27年度の、米国のシンクタンク「法人3」に対する在米公館及び日本政府（外務省）からの支出（寄付、業務委託、調査・研究を含む）に関する①支出の根拠となる書類（支出負担行為決定決議書とその付属資料）、②契約書及び仕様書、あるいはそれらに類するもの、③依頼した業務に係る報告書（経過報告を含む）、協議・打ち合わせの記録、提供を受けた資料、④法人3と在米公館（あるいは外務省）が取り交わしたメール、⑤法人3とそのスタッフ、関係者の名前（日本語、英語とともに）がある公電【北米第一課担当分】

11 請求文書11（平成31年（行情）諮問第162号及び令和2年（行情）諮問第314号（原処分13及び原処分27））

平成28年度の、米国のシンクタンク「法人3」に対する在米公館及び日本政府（外務省）からの支出（寄付、業務委託、調査・研究を含む）に関する①支出の根拠となる書類（支出負担行為決定決議書とその付属資料）、②契約書及び仕様書、あるいはそれらに類するもの、③依頼した業務に係る報告書（経過報告を含む）、協議・打ち合わせの記録、提供を受けた資料、④法人3と在米公館（あるいは外務省）が取り交わしたメール、⑤法人3とそのスタッフ、関係者の名前（日本語、英語とともに）がある公電

12 請求文書12（平成31年（行情）諮問第163号及び令和2年（行情）諮問第315号（原処分14及び原処分28））

平成29年度の、米国のシンクタンク「法人3」に対する在米公館及び日本政府（外務省）からの支出（寄付、業務委託、調査・研究を含む）に関する①支出の根拠となる書類（支出負担行為決定決議書とその付属資料）、②契約書及び仕様書、あるいはそれらに類するもの、③依頼した業務に係る報告書（経過報告を含む）、協議・打ち合わせの記録、提供を受けた資料、④法人3と在米公館（あるいは外務省）が取り交わしたメール、⑤法人3とそのスタッフ、関係者の名前（日本語、英語とともに）がある公電

1 3 請求文書 1 3 (平成 31 年 (行情) 諮問第 189 号 (原処分 2 及び原処分 16))

平成 27 年度の、米国のシンクタンク「法人 3」に対する在米公館及び日本政府（外務省）からの支出（寄付、業務委託、調査・研究を含む）に関する①支出の根拠となる書類（支出負担行為決定決議書とその付属資料）、②契約書及び仕様書、あるいはそれらに類するもの、③依頼した業務に係る報告書（経過報告を含む）、協議・打ち合わせの記録、提供を受けた資料、④法人 3 と在米公館（あるいは外務省）が取り交わしたメール、⑤法人 3 とそのスタッフ、関係者の名前（日本語、英語ともに）がある公電【大洋州課担当分】

1 4 請求文書 1 4 (令和 2 年 (行情) 諮問第 298 号 (原処分 1 及び原処分 20))

平成 27 年度の、米国のシンクタンク「法人 3」に対する在米公館及び日本政府（外務省）からの支出（寄付、業務委託、調査・研究を含む）に関する①支出の根拠となる書類（支出負担行為決定決議書とその付属資料）、②契約書及び仕様書、あるいはそれらに類するもの、③依頼した業務に係る報告書（経過報告を含む）、協議・打ち合わせの記録、提供を受けた資料、④法人 3 と在米公館（あるいは外務省）が取り交わしたメール、⑤法人 3 とそのスタッフ、関係者の名前（日本語、英語ともに）がある公電【日米安全保障条約課担当分】

別紙2（本件対象文書）

- 文書1 支出負担行為決定決議書付属資料
(平成31年(行情) 諮問第152号・原処分3)
- 文書2 対米広報におけるシンクタンク等の活用（官邸国際広報室米国シンクタンク事案：法人1（請訓）（第6226号）
(平成31年(行情) 諮問第152号・原処分15)
- 文書3 支出負担行為決定決議書付属資料
(平成31年(行情) 諮問第153号・原処分4)
- 文書4 平成27年度海外シンクタンク等との協力事業（米国：法人1）
(最終的な報告書の送付)（第7995号）
(平成31年(行情) 諮問第153号・原処分17)
- 文書5 支出負担行為決定決議書付属資料
(平成31年(行情) 諮問第154号・原処分5)
- 文書6 平成28年度海外シンクタンク等との協力事業（法人1）（事業報告書等の提出）（第5544号）
(平成31年(行情) 諮問第154号・原処分18)
- 文書7 支出負担行為決定決議書付属資料
(平成31年(行情) 諮問第155号・原処分6)
- 文書8 支出負担行為決定決議書付属資料
(平成31年(行情) 諮問第156号・原処分7)
- 文書9 支出負担行為決定決議書付属資料
(平成31年(行情) 諮問第157号・原処分8)
- 文書10 支出負担行為決定決議書付属資料
(平成31年(行情) 諮問第158号・原処分9)
- 文書11 支出負担行為決定決議書付属資料
(平成31年(行情) 諮問第159号・原処分10)

文書 1 2 支出負担行為決定決議書付属資料
(平成 31 年 (行情) 諮問第 160 号・原処分 11)

文書 1 3 支出負担行為決定決議書付属資料
(平成 31 年 (行情) 諮問第 161 号・原処分 12)

文書 1 4 支出負担行為決定決議書付属資料
(平成 31 年 (行情) 諮問第 162 号・原処分 13)

文書 1 5 支出負担行為決定決議書付属資料
(平成 31 年 (行情) 諮問第 163 号・原処分 14)

文書 1 6 法人 3 による調査事業 (報告書の提出) (第 3325 号)
(平成 31 年 (行情) 諮問第 189 号・原処分 2)

文書 1 7 対米広報等におけるシンクタンク等の活用 (法人 3 による調査事業)
(第 1180 号)
(平成 31 年 (行情) 諮問第 189 号・原処分 16)

文書 1 8 法人 3 による調査事業 (法人 3 からの提案 : 回答) (第 15812 号)
(平成 31 年 (行情) 諮問第 189 号・原処分 16)

文書 1 9 法人 3 による調査事業 (法人 3 からの連絡) (第 2380 号)
(平成 31 年 (行情) 諮問第 189 号・原処分 16)

文書 2 0 法人 3 による調査事業 (法人 3 からの提案 : 署名済み書簡) (第 2442 号)
(平成 31 年 (行情) 諮問第 189 号・原処分 16)

文書 2 1 法人 3 による調査事業 (法人 3 からの連絡) (第 28651 号)
(平成 31 年 (行情) 諮問第 189 号・原処分 16)

文書 2 2 法人 3 による調査事業 (ラウンドテーブルの日程) (第 3910 号)
(平成 31 年 (行情) 諮問第 189 号・原処分 16)

文書 2 3 法人 3 による調査事業 (ラウンドテーブルの日程) (第 44491 号)

(平成31年(行情) 諒問第189号・原処分16)

文書24 法人3による調査事業(事業報告書) (第7879号)

(平成31年(行情) 諒問第189号・原処分16)

文書25 平成27年度海外シンクタンクとの協力事業(米国:法人3)

(請訓) (第2057号)

(令和2年(行情) 諒問第298号・原処分1)

文書26 特定回特定セミナー(承認依頼) (第2052号)

(令和2年(行情) 諒問第298号・原処分20)

文書27 平成27年度海外シンクタンクとの協力事業(米国:法人3)

(署名済みTOR等の送付) (第2377号)

(令和2年(行情) 諒問第298号・原処分20)

文書28 平成27年度海外シンクタンクとの協力事業(米国:法人3)

(事業報告書等の提出) (第5369号)

(令和2年(行情) 諒問第298号・原処分20)

文書29 特定回特定セミナー資料(議題・参加者)

(令和2年(行情) 諒問第298号・原処分20)

文書30 平成29年度海外シンクタンクとの協力事業(法人1:事業・決

算報告書) (第6026号)

(令和2年(行情) 諒問第307号・原処分19)

文書31 対米広報におけるシンクタンクの活用(法人2) (第1229号)

(令和2年(行情) 諒問第308号・原処分21)

文書32 対米広報におけるシンクタンクの活用(官邸国際広報室米国シンク

タンク事業:法人2) (事業報告書) (第5230号)

(令和2年(行情) 諒問第308号・原処分21)

文書33 平成27年度海外シンクタンクとの協力事業(米国:法人2)

(報告書案の送付) (第3320号)

(令和2年(行情) 諒問第309号・原処分22)

文書 3 4 平成 27 年度海外シンクタンク等との協力事業（米国：法人 2）
(最終的な報告書の送付) (第 7530 号)
(令和 2 年（行情） 詮問第 309 号・原処分 22)

文書 3 5 平成 28 年度海外シンクタンク等との協力事業（法人 2）（報告）
(第 4881 号)
(令和 2 年（行情） 詮問第 310 号・原処分 23)

文書 3 6 平成 28 年度海外シンクタンク等との協力事業（法人 2）（受領書
の送付）(第 8806 号)
(令和 2 年（行情） 詮問第 310 号・原処分 23)

文書 3 7 平成 29 年度海外シンクタンク等との協力事業（法人 2）(第 32
35 号)
(令和 2 年（行情） 詮問第 311 号・原処分 24)

文書 3 8 対米広報におけるシンクタンク等の活用（米国シンクタンク事業：
法人 3）（事業報告書等）(第 4513 号)
(令和 2 年（行情） 詮問第 312 号・原処分 25)

文書 3 9 対米広報におけるシンクタンク等の活用（米国シンクタンク事業：
法人 3）(第 6062 号)
(令和 2 年（行情） 詮問第 312 号・原処分 25)

文書 4 0 平成 27 年度海外シンクタンク等との協力事業（米国：法人 3）
(事業報告書等の提出) (第 5287 号)
(令和 2 年（行情） 詮問第 313 号・原処分 26)

文書 4 1 対米広報におけるシンクタンク等の活用（官邸国際広報室米国シン
クタンク事業）（事業報告書等の提出）(第 5373 号)
(令和 2 年（行情） 詮問第 313 号・原処分 26)

文書 4 2 平成 28 年度海外シンクタンク等との協力事業（法人 3）（事業報
告書等の提出）(第 4967 号)
(令和 2 年（行情） 詮問第 314 号・原処分 27)

文書 4 3 平成 28 年度海外シンクタンク等との協力事業（追加分）（法人 3）
(報告) (第 4762 号)

(令和 2 年 (行情) 諒問第 314 号・原処分 27)

文書 44 平成 29 年度海外シンクタンク等との協力事業（法人 3）（報告書の送付）（第 4268 号）

（令和 2 年 (行情) 諒問第 315 号・原処分 28）

文書 45 平成 29 年度海外シンクタンク等との協力事業（法人 3）（法人 3）（報告書の送付）（第 4269 号）

（令和 2 年 (行情) 諒問第 315 号・原処分 28）

文書 46 平成 29 年度海外シンクタンク等との協力事業（法人 3）（報告書の送付）（第 4270 号）

（令和 2 年 (行情) 諒問第 315 号・原処分 28）

別表 1

文書番号	審査請求書において開示を求める部分
文書 1	3 頁目の法人 1 から在米大使館に宛てた拠出要請書の中身
文書 2	電信（1～2 頁目）の本文中「1.」「2.」の内容
	法人 1 から在米大使館に宛てた書簡（3 頁目）の内容
	提案書（4 頁目）の全体及び「次頁以下 6 頁不開示」とされた 6 頁分
	予算案（11～12 頁目）の全体
	在米大使館から法人 1 に宛てた書簡（14 頁目）の内容
文書 3	3 頁目（法人 1 から在米大使館に宛てた拠出要請書の中身）及び 4 頁目
文書 4	2 枚目（事業報告書だと考えられる）の内容及び「次頁以下 2 3 頁不開示」とされた 23 頁分
	26～27 枚目（支出報告書だと考えられる）の内容
文書 5	3 頁目（法人 1 から在米大使館に宛てた拠出要請書の中身）と 4 頁目
文書 6	1 枚目（電信第 5544 号）の内容
	2 枚目の内容及び「次頁以下 23 頁不開示」とされた 23 頁分（事業報告書等だと考えられる）
	26 枚目の内容及び「次頁以下 27 頁不開示」とされた 27 頁分（事業報告書等だと考えられる）
	54 枚目の内容及び「次頁以下 22 頁不開示」とされた 22 頁分（事業報告書等だと考えられる）
	77 枚目の内容及び「次頁以下 22 頁不開示」とされた 22 頁分（事業報告書等だと考えられる）
	100 枚目の内容及び「次頁以下 48 頁不開示」とされた 48 頁分（事業報告書等だと考えられる）
	149 枚目（Narrative Report）の内容及び「次頁以下 22 頁不開示」とされた 22 頁分
	172 枚目（事業報告書等の一部だと考えられる）の内容
	173 枚目（支出報告書だと考えられる）の内容及び「次頁不開示」とされた 1 頁分
文書 7	3 頁目（法人 1 から在米大使館に宛てた拠出要請書の中身）と 4 頁目
文書 8	4 頁目の法人 2 から在米大使館に宛てた拠出要請書の中身
文書 9	3 頁目（法人 2 から在米大使館に宛てた拠出要請書の中身）と

	4 頁目
文書 1 0	3 頁目（法人 2 から在米大使館に宛てた拠出要請書の中身）と 4 頁目
文書 1 1	3 頁目（法人 2 から在米大使館に宛てた拠出要請書の中身）と 4 頁目
文書 1 2	3, 6, 9 頁目の法人 3 から在米大使館に宛てた拠出要請書の 中身
文書 1 3	3, 4, 7, 8 頁目の法人 3 から在米大使館に宛てた拠出要請 書の中身
文書 1 4	3, 4, 7, 8 頁目の法人 3 から在米大使館に宛てた拠出要請 書の中身
文書 1 5	3, 4, 7, 8, 11, 12 頁目の法人 3 から在米大使館に宛 てた拠出要請書の中身
文書 1 6	1 頁目の事業名、同頁における本文中の「転電【添付有】豪州 (了)」との記載の真上部分の記載、及び「次頁以下 12 頁不 開示」とされた 12 頁分
文書 1 7	電信（1枚目）の事業名 法人 3 から在米大使館に宛てた書簡（2枚目）の本文及び「次 頁不開示」とされた「次頁（3枚目）」分 提案書（4枚目）の全体及び「次頁以下 3 頁不開示」とされた 3 頁分（5～7枚目） 予算案（8枚目）の全体 法人 3 から在米大使館に宛てた書簡（9枚目）の本文 在米大使館から法人 3 に宛てた書簡（10枚目）の本文
文書 1 8	電信案（1枚目）の事業名
文書 1 9	調査事業名及び電信本文「1.」の内容、人物名
文書 2 0	電信（1枚目）の事業名 在米大使館から法人 3 に宛てた書簡（2枚目）の内容
文書 2 1	電信案（1枚目）の事業名
文書 2 2	調査事業名及び電信本文
文書 2 3	電信案（1枚目）の事業名
文書 2 4	電信（1枚目）の事業名、人物名、及び「次頁以下 65 頁不開 示」とされた 65 頁分」（事業報告書及び会計報告書） 会計報告書（2枚目）の内容（67枚目に相当。）
文書 2 5	1 頁目の「申し出」の内容、2～5 頁目及び 7 頁目の法人 3 か ら在米大使館に宛てた書簡・提案書・予算案の中身、完全に不 開示となっている 6 頁目、8 頁目

文書26	3枚目, 4枚目, 6枚目及び「次頁不開示」とされた7枚目の内容（セミナー提案書だと考えられる）
	9枚目で「次頁不開示」とされた10枚目, 11枚目及び11枚目で「次頁以下2頁不開示」とされた12枚目, 13枚目の内容（セミナー予算書だと考えられる）
文書27	2枚目及び「次頁不開示」とされた3枚目の内容
文書28	2枚目及び「次頁不開示」とされた3枚目の内容（事業報告書及び会計報告書だと考えられる）
文書29	1枚目及び「次頁不開示」とされた2枚目並びに3枚目及び「次頁以下2頁不開示」とされた4枚目, 5枚目の内容（セミナー資料だと考えられる）
文書30	2枚目の内容及び「次頁以下19頁不開示」とされた19頁分（事業報告書だと考えられる）
	22, 23枚目の内容（支出報告書だと考えられる）
	24枚目の内容及び「次頁不開示」とされた1頁分（事業報告書だと考えられる）
	26枚目の内容
	27枚目の内容及び「次頁以下13頁不開示」とされた13頁分（事業報告書だと考えられる）
	41枚目（Thank you very much. と記された頁）の内容及び「次頁以下13頁不開示」とされた13頁分
文書31	56枚目（Referencesと記された頁）の内容
	1枚目, 2枚目, 及び2枚目で「次頁以下不開示」とされた3枚目の内容（報告書だと考えられる）
文書32	1枚目ないし4枚目, 4枚目で「次頁以下24頁」不開示とされた5枚目ないし28枚目, 29枚目, 29枚目で「次頁以下4頁不開示」とされた30枚目ないし33枚目, 34枚目, 及び, 34枚目で「次頁不開示」とされた35枚目
文書33	1枚目の内容（一部）, 及び, 2枚目から50枚目全て
文書34	2枚目と3枚目の内容, 3枚目で「次頁以下8頁」不開示とされた4枚目ないし11枚目の全て, 12枚目ないし16枚目の内容
文書35	1枚目, 1枚目で「次頁以下2頁不開示」とされた2枚目ないし3枚目, 4枚目, 4枚目で「次頁以下42頁不開示」とされた5枚目ないし46枚目, 48枚目で「次頁以下不開示」とされた49枚目, 50枚目, 50枚目で「次頁以下27頁不開示」

	示」とされた51枚目ないし77枚目、81枚目で「次頁以下5頁不開示」とされた82枚目ないし86枚目
文書36	2枚目
文書37	1枚目、1枚目で「次頁不開示」とされた2枚目、3枚目、3枚目で「次頁以下18頁不開示」とされた4枚目ないし21枚目、24枚目、24枚目で「次頁以下2頁不開示」とされた25枚目ないし26枚目
文書38	1枚目、2枚目及び2枚目で「次頁以下72頁不開示」とされた3枚目ないし74枚目
文書39	1枚目、2枚目及び2枚目で「次頁以下25頁不開示」とされた3枚目ないし27枚目
文書40	2枚目、2枚目で「次頁以下98頁不開示」とされた3枚目ないし100枚目
文書41	1枚目、2枚目、2枚目で「次頁以下2頁不開示」とされた3枚目及び4枚目、5枚目、5枚目で「次頁以下4頁不開示」とされた6枚目ないし9枚目、並びに、10枚目及び10枚目で「次頁以下62頁不開示」とされた11枚目及び72枚目
文書42	1枚目、2枚目、2枚目で「次頁以下83頁不開示」とされた3枚目ないし85枚目及び86枚目
文書43	1枚目、2枚目、2枚目で「次頁不開示」とされた3枚目、4枚目、4枚目で「次頁以下20頁不開示」とされた5枚目ないし24枚目、25枚目、26枚目、及び、26枚目で「次頁以下2頁不開示」とされた27枚目ないし28枚目
文書44	2枚目、2枚目で「次頁不開示」とされた3枚目
文書45	1枚目、2枚目、2枚目で「次頁以下68頁不開示」とされた3枚目ないし70枚目及び71枚目
文書46	2枚目、2枚目で「次頁以下76頁不開示」とされた3枚目ないし78枚目、79枚目、79枚目で「次頁不開示」とされた80枚目及び81枚目

別表 2

番号	文書番号	本件不開示部分
1	文書 1	3 枚目
	文書 2	3 枚目ないし 12 枚目
	文書 3	3 枚目及び 4 枚目
	文書 4	2 枚目ないし 27 枚目
	文書 5	3 枚目及び 4 枚目
	文書 6	2 枚目ないし 174 枚目
	文書 7	3 枚目及び 4 枚目
	文書 8	4 枚目
	文書 9	3 枚目及び 4 枚目
	文書 10	3 枚目及び 4 枚目
	文書 11	3 枚目及び 4 枚目
	文書 12	3 枚目, 6 枚目及び 9 枚目
	文書 13	3 枚目, 4 枚目, 7 枚目及び 8 枚目
	文書 14	3 枚目, 4 枚目, 7 枚目及び 8 枚目
	文書 15	3 枚目, 4 枚目, 7 枚目, 8 枚目, 11 枚目及び 12 枚目
	文書 16	2 枚目ないし 13 枚目
	文書 17	2 枚目ないし 9 枚目
	文書 24	2 枚目ないし 67 枚目
	文書 25	2 枚目ないし 6 枚目及び 8 枚目
	文書 26	3 枚目, 4 枚目, 6 枚目, 7 枚目, 10 枚目ないし 13 枚目
	文書 27	3 枚目
	文書 28	2 枚目及び 3 枚目
	文書 29	1 枚目ないし 5 枚目
	文書 30	2 枚目ないし 23 枚目, 26 枚目ないし 40 枚目, 42 枚目ないし 54 枚目及び 56 枚目
	文書 31	2 枚目及び 3 枚目
	文書 32	2 枚目ないし 35 枚目
	文書 33	2 枚目ないし 50 枚目
	文書 34	2 枚目ないし 16 枚目
	文書 35	4 枚目ないし 46 枚目, 49 枚目ないし 77 枚目及び 82 枚目ないし 86 枚目
	文書 36	2 枚目

	文書 3 7	3 枚目ないし 2 6 枚目
	文書 3 8	2 枚目ないし 7 4 枚目
	文書 3 9	2 枚目ないし 2 7 枚目
	文書 4 0	2 枚目ないし 1 0 0 枚目
	文書 4 1	2 枚目ないし 7 2 枚目
	文書 4 2	2 枚目ないし 8 6 枚目
	文書 4 3	2 枚目ないし 2 5 枚目
	文書 4 4	2 枚目及び 3 枚目
	文書 4 5	2 枚目ないし 7 1 枚目
	文書 4 6	2 枚目ないし 8 1 枚目
2	文書 2	1 枚目本文及び 1 4 枚目
	文書 6	1 枚目本文
	文書 9	2 枚目 (受取人)
	文書 1 2	2 枚目 (受取人)
	文書 1 6	1 枚目件名及び本文
	文書 1 7	1 枚目件名及び本文並びに 1 0 枚目
	文書 1 8	1 枚目件名
	文書 1 9	1 枚目件名及び本文
	文書 2 0	1 件目件名及び 2 枚目
	文書 2 1	1 件目件名
	文書 2 2	1 件目件名及び本文
	文書 2 3	1 件目件名
	文書 2 4	1 件目件名及び本文
	文書 2 5	1 枚目本文及び 7 枚目
	文書 2 7	2 枚目
	文書 3 0	2 4 枚目及び 2 5 枚目
	文書 3 1	1 枚目件名及び本文
	文書 3 3	1 枚目本文 (個人識別情報を除く部分)
	文書 3 5	1 枚目本文, 2 枚目及び 3 枚目
	文書 3 7	1 枚目本文及び 2 枚目
	文書 3 8	1 枚目 (件名)
	文書 4 1	1 枚目 (件名)
	文書 4 2	1 枚目本文
	文書 4 3	1 枚目件名及び 2 6 枚目ないし 2 8 枚目
	文書 4 4	1 枚目 (件名)
	文書 4 5	1 枚目 (件名及び本文)

別表 3

番号	文書番号	開示すべき部分
1	文書 6	2 枚目ないし 148 枚目
	文書 30	31 枚目ないし 40 枚目, 42 枚目ないし 54 枚目及び 56 枚目
	文書 32	18 枚目（下から 13 行目ないし 1 行目）, 19 枚目ないし 27 枚目及び 28 枚目（下から 6 行目ないし 1 行目を除く部分）
	文書 35	4 枚目ないし 46 枚目及び 50 枚目ないし 77 枚目
	文書 37	3 枚目なし 21 枚目
	文書 39	6 枚目ないし 13 枚目
	文書 40	5 枚目ないし 96 枚目
	文書 42	7 枚目ないし 82 枚目
2	文書 9	2 枚目（受取人）
	文書 12	2 枚目（受取人）
	文書 37	1 枚目（本文）及び 2 枚目（1 行目ないし 6 行目）
	文書 38	1 枚目（件名）
	文書 41	1 枚目（件名）
	文書 43	1 枚目（件名）
	文書 44	1 枚目（件名）
	文書 45	1 枚目（件名）